

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| No | 文書名  | タイトル            | 頁 | 該当箇所 |     |      |       |      |      | 質 問                                                                                                                                                                                                                                         | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|------|-----------------|---|------|-----|------|-------|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      |                 |   | 大項目  | 中項目 | 小項目1 | 小項目2  | 小項目3 | 小項目4 |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1  | 実施方針 | 最終的確定測量         | 5 | 第1   | 1   | (8)  | ②     | オ    | b    | 令和2年2月27日修正版実施方針では「最終的な確定測量は、事業者が実施することを予定するが、基準点の設置等を国費による補助を受けて行うために別途契約をするものとする。」とありますが、これはもうなくなったと考えてよろしいでしょうか？                                                                                                                         | 令和3年4月14日実施方針（4.14修正）及び令和3年4月30日公表の要求水準書の当該項目のとおり、最終的な確定測量は、本事業に含むものとし、事業者が実施してください。別途の契約はありません。                                                                                                                                                     |
| 2  | 募集要項 | 阿知和地区工業団地       | 2 | 第2   | 2   | (2)  | ア     |      |      | ・開発区域内の調整池及び・・・とありますが、北側の真福寺川流域の流末付近に仮設沈砂池を設ける際、事業用地外を使用する場合、造成協力地として市の負担責任にて借地（もしくは取得）をしていただける認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                | 事業用地外を使用したい場合には、市は相談に応じますが、基本的には事業者の責任で用地を借地してください。<br>なお、当該流末付近では、餌場環境の代償措置のために、休耕田を使用することになっておりますので、これとの調整も必要になります。                                                                                                                                |
| 3  | 募集要項 | 阿知和地区工業団地       | 2 | 第2   | 2   | (2)  | ア     |      |      | ・開発区域内の調整池及び・・・とありますが、北側の真福寺川流域の流末は、真福寺川まで事業用地が接していません。既存の水路へ放流との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                              | 市の業務成果では、既存水路の改修が必要と判断しております。流出量も含めて適切な検討を行い、必要な改修を実施してください。                                                                                                                                                                                         |
| 4  | 募集要項 | 阿知和地区工業団地       | 2 | 第2   | 2   | (2)  | ア     |      |      | ・開発区域内の調整池及び・・・とありますが、北側の真福寺川流域の流末は、真福寺川まで事業用地が接していません。県道223号からのアクセスは不可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                     | 北側の流末については、水路拡幅及び管理車道（3m）整備の用地を今年度確保する予定です。<br>詳細は、後日公開を予定している北側排水路の設計成果を御確認ください。                                                                                                                                                                    |
| 5  | 募集要項 | 市道東阿知和滝1号線      | 2 | 第2   | 2   | (1)  | イ     |      |      | 市道東阿知和滝1号線の幅員4m整備仕様についてご教示ください。                                                                                                                                                                                                             | 第3種第5級相当の道路整備を想定しています。                                                                                                                                                                                                                               |
| 6  | 募集要項 | 周辺アクセス道路        | 2 | 第2   | 2   | (1)  | イ     |      |      | ・市道東阿知和滝1号線……」については、「特定事業の選定」等の資料には記載がないものの、「要求水準書P15」等にも記載があり、今回の業務対象と考えればよろしいでしょうか？                                                                                                                                                       | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 7  | 募集要項 | 事業スキーム          | 3 | 第2   | 6   |      |       |      |      | 進出予定企業との協力協定締結の時期はいつ頃を想定していますか。                                                                                                                                                                                                             | 設計・施工に関する協力協定については、市と進出予定企業による基本協定の締結以降を予定しています。別途「岡崎市阿知和地区工業団地進出予定企業募集事業（第1期）【オーダーメイド対応分】」<br><a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1413/p029124.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1413/p029124.html</a> を御確認ください。         |
| 8  | 募集要項 | 設計・施工に関する協力協定   | 3 | 第2   | 6   |      |       |      |      | 進出予定企業募集に関して事業者は関与していないため、協力協定締結に当たっては、同募集事業を担当された岡崎市を含めた三者契約として載く方が望ましいと考えますが、如何でしょうか。<br>また、協力協定書の原案がありましたらご提示願います。                                                                                                                       | 三者契約については、御意見として承ります。参考として、協力協定の原案を公表します。                                                                                                                                                                                                            |
| 9  | 募集要項 | 設計・施工に関する協力協定   | 3 | 第2   | 6   |      |       |      |      | 「事業者は、本事業の実施にあたり、進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し」とありますが、事業者と進出予定企業が合意に至らず、協力協定が締結できなかった場合の措置はどうなりますでしょうか。                                                                                                                                          | 協力協定については、守衛義務を課す前提として必要と考えており、複雑な内容とすることは考えておりませんので、締結可能と考えております。仮に、調整不可となった場合には、市と事業者との基本協定書に基づき措置します。<br>また、市と事業者との基本協定書締結にあつての条件に「進出予定企業との設計・施工に関する協定の締結」を追加します。                                                                                 |
| 10 | 募集要項 | 事業スキーム          | 3 | 第2   | 6   |      |       |      |      | 進出予定企業との協力協定はどのタイミングで締結予定でしょうか？                                                                                                                                                                                                             | No7の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 11 | 募集要項 | 関係者会議の実施        | 4 | 第2   | 7   |      |       |      |      | 進出予定企業との協議により、提案に基づく設計内容の変更が必要となった場合、施工も含めた変更に必要な費用については、岡崎市にて負担して戴ける、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                       | 進出予定企業との協議に基づき、あらためて設計を開始しますので、調査・設計業務の対価の変更はありません。施工業務の対価については、支払方法説明書第4-1（2）に基づいた措置を行います。                                                                                                                                                          |
| 12 | 募集要項 | 関係者会議の実施        | 4 | 第2   | 7   |      |       |      |      | 進出予定企業募集事業が不調となった場合、関係者会議は開催されず、提案に基づく内容で、設計・施工業務が実行される、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                     | 関係者会議については、進出予定企業の代わりに商工労働課の職員が出席して開催されます。                                                                                                                                                                                                           |
| 13 | 募集要項 | 事業者が実施する業務の概要   | 5 | 第2   | 8   | (2)  | アイウエオ |      |      | 本事業における事業としてア～オ迄例示されています。一方、質疑回答No.183によると、「ISPCを設立しない場合……代表企業を変更してもよろしいでしょうか。」との質問に対し、「契約形態については、事業期間中において維持していただき、解散及び代表企業の変更等は認めません。」とあります。つまり、代表企業はその業務を7年間やり続けることとなりますので、例示された業務の他にも代表企業としてのプロジェクトマネジメント業務があり、それに伴う費用が発生すると考えてよろしいですか？ | 御理解のとおりです。特定事業としてSPC又は代表企業が事業期間中のマネジメントをしてください。                                                                                                                                                                                                      |
| 14 | 募集要項 | 事業の業務内容         | 5 | 第2   | 8   | (2)  | イ     |      |      | 宅地造成整備の内、スマートICの造成成の詳細設計は、要求水準書P15に記載されている通り事業者の業務でないこととよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                          | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 15 | 募集要項 | 事業の業務内容         | 5 | 第2   | 8   | (2)  | イ     |      |      | 宅地造成整備の内、スマートICの造成成の詳細設計は、要求水準書P15にあるように、事業者の業務でないこととよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                             | No14を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 16 | 募集要項 | 分譲中の区画の維持管理業務費用 | 5 | 第2   | 8   | (2)  | ウ     |      |      | 分譲中の区画のうち、貴市からの引き渡ししが未了のものも維持管理の対象範囲となるため、応募者毎の未了部分の想定条件の違いによって提案価格に不均衡が生じると予想されます。公平性の観点から、提案価格算出のための未了部分の想定について、統一的な条件を提示していただけないでしょうか？                                                                                                   | 土地売買契約が締結したものの市からの引渡ししが未了な区画も、土地売買契約が成立していない分譲中の区画と同様に維持管理業務を行って頂きます。締結後の引渡未了区画の維持管理レベルに差はありません。<br>また、市では、早期の売却を目指し、少しでも早い時期から募集をしたいと考えておりますが、募集が可能な時期については、事業者との協議のうえ、決定する必要があると考えております。このため、提案時において、統一的な条件設定は困難のため、事業者にて想定してください。                 |
| 17 | 募集要項 | 分譲中の区画の維持管理業務費用 | 5 | 第2   | 8   | (2)  | ウ     |      |      | 市の責任において分譲されることから、引渡し時点までの程度進出企業へ引渡完了しているか予測しようがありません。公正な選定のためには、一律な条件提示が必要です。ご提示をお願いします。                                                                                                                                                   | No16の回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 18 | 募集要項 | 維持管理業務          | 5 | 第2   | 8   | (2)  | ウ     |      |      | 2年間の維持管理業務費の算出の前提条件として、維持管理費の算出対象外となる、引渡完了宅地の発生時期及び数量をご指示下さい。<br>また、維持管理業務費の支払いは、引渡完了土地の状況により、実施精算が行われる、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                     | No16の回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 19 | 募集要項 | 企業誘致支援業務        | 5 | 第2   | 8   | (2)  | エ     |      |      | 企業誘致活動が追加となった場合に、・・・とありますが、協議において費用追加が見込めない場合等により、事業者は拒否する権利があるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                              | 事業契約書第18条第1項、第68条の規定による対価の変更（又は別途契約）を行いますので当該条文を参照してください。なお、協議が整わない場合には、第18条第3項を参照してください。<br>進出予定企業の募集が不調となった場合、企業誘致業務が追加されることを明確にするため、市と事業者が締結する基本協定書に条文を追加します。<br>また、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施方針等に関する質問への回答（令和2年4月21日）のNo29, 30, 31に関連回答がございますので参照してください。 |
| 20 | 募集要項 | 企業誘致支援業務        | 5 | 第2   | 8   | (2)  | エ     |      |      | 企業誘致活動が追加となった場合に、企業誘致活動に必要な費用は別途費用からお支払い頂けるという認識でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                 | 御理解のとおりです。No19の回答を御確認ください。                                                                                                                                                                                                                           |
| 21 | 募集要項 | 企業誘致支援業務        | 5 | 第2   | 8   | (2)  | エ     |      |      | 進出予定企業募集事業が不調となったことの判断は、事業契約締結前（基本協定及び事業仮契約締結後）、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                             | 御理解のとおりですが、スケジュールは予定を提示したもので多少前後するかもしれません。                                                                                                                                                                                                           |
| 22 | 募集要項 | 企業誘致支援業務        | 5 | 第2   | 8   | (2)  | エ     |      |      | 進出予定企業募集事業が不調となり、企業誘致支援業務内容を追加する場合、成約義務（ペナルティ）を想定されているのでしょうか。あるいは、想定される可能性があるのであれば、ご指示下さい。                                                                                                                                                  | 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施方針等に関する質問への回答におけるNo29の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                              |

阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO | 文書名  | タイトル                                           | 該当箇所 |     |     |      |      |      | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|------|------------------------------------------------|------|-----|-----|------|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      |                                                | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目3 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 23 | 募集要項 | 企業誘致支援業務                                       | 5    | 第2  | 8   | (2)  | エ    |      | 優先交渉権者決定時(12月中旬)に、進出予定企業の提案書類受付は終了(12/6)しています。進出予定企業の応募状況等について、優先交渉権者に情報開示して載けるのはいつ頃を想定されていますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                      | 進出予定企業の選定を令和4年1月中旬を予定しており、令和4年2月中旬の設計・施工の協力協定前には、情報開示いたします。                                                                                                                                                                                                                              |
| 24 | 募集要項 | 企業誘致支援業務                                       | 5    | 第2  | 8   | (2)  | エ    |      | ホームページの開設時期は、事業契約締結後のいつ頃を想定すればよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 企業誘致支援業務の工期は令和4年4月から着手いただき、ホームページ作成後、速やかに開設していただくことを想定していますが、詳細については、事業者が、二次提案書様式8-10 事業工程表において、提案してください。                                                                                                                                                                                |
| 25 | 募集要項 | 企業誘致支援業務                                       | 5    | 第2  | 8   | (2)  | エ    |      | 企業誘致支援業務において、進出予定企業の募集事業が不調となった場合に追加業務がありますが、その追加業務の協議が不調となった場合でも、本事業契約は継続されるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                            | No19の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 26 | 募集要項 | 企業誘致支援業務                                       | 5    | 第2  | 8   | (2)  | エ    |      | 「企業誘致支援業務は、パンフレットの作成、ホームページ開設等、立地企業の誘致に係る支援を行うものである。」と記載されています。この「等」に含まれる内容をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                     | 要求水準書第4-2 (3) が該当しますが、例えば、マスコミ関係者（テレビ、ラジオ、新聞等）への完成時の投げ込みや取材対応がございます。                                                                                                                                                                                                                     |
| 27 | 募集要項 | 企業誘致支援業務                                       | 5    | 第2  | 8   | (2)  | エ    |      | 「なお、進出予定企業の募集事業が不調となった場合には、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある。」と記載されています。この「追加」される具体的な業務内容をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                          | 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施方針等に関する質問への回答（令和2年4月21日）のNo31を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                |
| 28 | 募集要項 | 外周測量の成果について                                    | 6    | 第2  | 8   | (2)  | オ    | (イ)  | 令和3年5月頃に貸与を予定している「外周測量の成果」について、開示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 準備ができ次第、資料を貸与します。貸与時期は7月を予定しています。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 29 | 募集要項 | 登記事務費用                                         | 6    | 第2  | 8   | (2)  | オ    | (f)  | 登記事務は貴市が実施するとありますので、登記費用も事業者は負担しないという理解でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 登記費用が、登録免許税及び申請代費用を指しているのではありません。御理解のとおりです。なお、境界杭の設置や申請に必要な図面等の作成は、確定測量に含みます。                                                                                                                                                                                                            |
| 30 | 募集要項 | 事業期間                                           | 7    | 第2  | 10  |      |      |      | 「ただし、維持管理に係る……事業期間の延長について協議を求める場合がある。」とありますが、延長されるのは事業契約ではなく、維持管理業務のみを別契約にすると考えてよろしいでしょうか？ そして、単価については協議に応じただけだと解釈してよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                           | 契約変更又は別途の契約のいずれかを想定しており、予算が確保できた後に行います。業務に要する費用は、当初の業務費の内訳から算定される単価をもとに、協議をお願いする予定です。                                                                                                                                                                                                    |
| 31 | 募集要項 | 事業期間                                           | 7    | 第2  | 10  |      |      |      | * 調整池の土砂の流出状況等に応じ、事業期間の延長について協議を求める場合がある」とありますが、具体的にどのような場合に延長の判断となるのでしょうか。又延長となった場合は調整池のみの維持管理で良いのか、業務責任者に専任の必要を課せられるのか、延長期間は最大どの程度を見込んでいるのかをお示し願います。                                                                                                                                                                                   | 維持管理期間において、調整池に流入する土砂の状況等に応じ協議を求めます。<br>No30に記載のとおり、事業契約の変更とする場合には、要求水準書に示す維持管理を継続して頂きますが、個別契約とする場合には、維持管理の対象とする施設及び体制等について、協議を行います。<br>事業期間の延長については、1年を見込んでいます。                                                                                                                         |
| 32 | 募集要項 | 事業期間                                           | 7    | 第2  | 10  |      |      |      | ただし、維持管理に係る……とありますが、事業契約の期間を延長ではなく、延長されるのは「維持管理」と明記されていますので、維持管理業務のみを別契約にすると認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                | No30、31を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 33 | 募集要項 | 事業スケジュール                                       | 7    | 第2  | 11  |      |      |      | 令和7年3月末の施設引渡し……とありますが、令和9年3月末との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 御理解のとおりです。修正いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 34 | 募集要項 | 事業スケジュール                                       | 7    | 第2  | 11  | (2)  | イ    |      | 「令和7年3月末の施設の引渡しを前提として」、とありますが、これは「令和9年3月末」でよろしいですか？                                                                                                                                                                                                                                                                                      | No33を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 35 | 募集要項 | 造成協力地について                                      | 8    | 第2  | 11  |      |      |      | （仮称）岡崎阿知和ハートランド造成協力地の引き渡し時期は、基本工程表にある令和8年度末との認識でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                               | 造成協力地は、令和7年度末に引き渡してください。<br>募集要項等を修正します。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 36 | 募集要項 | スケジュール                                         | 8    | 第2  | 11  |      |      |      | p7のスケジュールの補足としてp8に（参考）として基本工程が示されています。この工程の場合、調査・設計実施中にアクセス道路の用地買収が予定されていますが、これは市の担当範囲かと思えます。この用地買収に伴う設計履行中の設計変更については費用負担は市が担うということとよろしいでしょうか？<br>また、設計変更に伴う工期延長も考慮されるということとよろしいでしょうか？                                                                                                                                                   | 北アアクセス道路の設計は市が実施するので、事業者が設計する開発区域内の場内道路との接続について、接続位置や高さは、設計条件として設定し、変更が生じないようにします。よって、用地買収に伴う設計履行中の設計変更、工期延長については想定していません。ただし、不測の事態となった場合には、協議によって決定します。                                                                                                                                 |
| 37 | 募集要項 | （参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表                     | 8    | 第2  | 11  |      |      |      | （参考）として、基本工程表をご提示いただいています。が、必ずしも拘束されないと考えてよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 御理解のとおりですが、施設の引渡しについては、遵守してください。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 38 | 募集要項 | 【SPCを設立しない場合】の応募者の体制                           | 9    | 第3  | 1   | (3)  |      |      | 【SPCを組成しない場合】において、代表企業と構成企業が共同企業体を構成せず、工事請負契約を前提としたグループでの応募も認められると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                          | 本事業は、基本協定書に示すとおり、複数企業による応募の場合は、SPCの組成又は特定事業共同企業体の組成を前提としています。                                                                                                                                                                                                                            |
| 39 | 募集要項 | 【SPCを設立しない場合】の構成企業                             | 9    | 第3  | 1   | (3)  |      |      | 構成企業とは「応募者の構成員のうち、代表以外の企業」とあり、募集要項第1-第3条(2)で「応募者の構成員とは、次の参加資格要件を満たすこと」とし、設計業務・施工業務（水道施設を除く）・維持管理業務・企業誘致支援業務の各業務を行うものに限定されています。そのため、水道施設工の設計や施工を担当する者は、要求水準書 P.20-第2条2-(2) ②で資格要件が定められているにも関わらず構成企業になることができません。しかしながら、前述の設計業務や施工業務（水道施設を除く）と比較して、水道施設工の設計や施工を担当する者が構成企業になることができたり理由が乏しいと思慮します。水道施設工の設計や施工を担当する者が構成企業になることを認めていただけないでしょうか。 | 水道施設の設計及び施工については、応募時においては担当する者を特定しなくともよいこととしたため、応募者としての資格要件を規定していませんが、構成員となることは可能です。この点は、企業誘致支援業務を実施する者に資格要件がないことと同じです。<br>水道施設工については、要求水準書要求水準書第2-2 (2) ②にあるとおり、設計又は施工に着手する前に、資格要件を満たすことの確認を受ける必要があります。<br>なお、応募時で構成企業となつた者は、募集要項第3-1 (4)に規定されているとおり、構成員になることができます。このことは事業が始まってからも同様です。 |
| 40 | 募集要項 | 複数応募の禁止について                                    | 10   | 第3  | 1   | (4)  |      |      | SPCを設立する場合、応募者の構成員である協力企業は、他の応募者の下請負予定業者となることは可能でしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 応募者の構成員は、他の構成員となることはできません。が、下請予定業者となることを妨げるものではありません。関連として、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施方針等に関する質問への回答（令和2年4月21日）No72を参照してください。                                                                                                                                                                      |
| 41 | 募集要項 | 『募集要項』設計者の実績について                               | 11   | 第3  | 2   | (2)  | ア    | h    | 募集要項では開発面積10ha以上の開発許可の実績を求めています。が、様式集では工業団地の名称、所在地を求めています。工業団地限定と考えるべきでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                             | 工業団地に限定されるものではありません。様式2-6-1を修正します。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 42 | 募集要項 | 施工業務（水道施設を除く。）を実施する者の要件<br>監視技術者又は主任技術者の専任かつ常駐 | 11   | 第3  | 2   | (2)  | イ    |      | 「施工業務を実施する者は、建設業法第26条に基づく監視技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できる者で、次の要件を満たす者であること。」と記載されています。<br>この「監視技術者又は主任技術者の専任かつ常駐」は、現場施工期間のみを考えていますかよろしいでしょうか？<br>要求水準書第9の【事業者の設計・工事監理体制】における「工事・設計者間に調整」が現場施工開始前に開催される場合は、専任かつ常駐の必要はないと考えてよろしいでしょうか？                                                                                                         | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 43 | 募集要項 | 東名高速道路踏道橋を担当する者の要件                             | 12   | 第   | 2   | (2)  | イ    | (f)  | 当該資格は、施工において甲型Ⅳを考えた場合代表企業が所有していればよいと考えてよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 44 | 募集要項 | 企業誘致支援業務を実施する者の要件                              | 12   | 第3  | 2   | (2)  | エ    |      | 企業誘致支援業務を複数の構成員で実施する場合、企業誘致支援業務のみを実施し、「ア 設計業務」又は「イ 施工業務」を実施しない企業を起用して問題ないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                          | 御質問の場合については、御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 45 | 募集要項 | 参加資格の確認及び失格要件                                  | 12   | 第3  | 2   | (3)  |      |      | 参加資格確認後、「契約締結までの期間に……当該応募者は市と協議するものとする。」とありますが、労災事故のような場合は、失格にならないと考えてよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                         | 労災事故といっても、態様は様々であり、一律に対応方針を定めることは困難のため、その状況に応じ、市長が判断します。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 46 | 募集要項 | 参加資格の確認及び失格要件                                  | 12   | 第3  | 2   | (3)  |      |      | 参加資格確認後、契約締結までの期間に……とありますが、労災事故のような場合、参加資格要件を欠く事とはならないとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                    | No45の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO | 文書名  | タイトル                       | 該当箇所 |     |     |      |      |      | 質 問                                                                                                                                                                                                                                              | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|------|----------------------------|------|-----|-----|------|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      |                            | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目4 |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 47 | 募集要項 | 各競争的対話における<br>貴市からのご意見等    | 16   | 第5  | 7   |      |      |      | 競争的対話において、それぞれの席上であった貴市から応募者へのご意見等は、その他の応募者にも公表されると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                 | 対話の内容は、応募者の提案内容に関する事項であるため原則公開しません。ただし、公平な競争環境を確保するため、全ての応募者において認識を共有する必要があると判断する事項についてはホームページで公開します。公開する内容については、必要に応じて市から応募者に対して公開前に確認をとります。                                                                                                                                                                                                                            |
| 48 | 募集要項 | 二次提案書に関するプレ<br>ゼンの実施方法について | 16   | 第5  | 9   |      |      |      | 一次提案書の作成において、二次提案に関するプレゼンをふまえた準備が必要のため、プレゼンの詳細（少なくとも、割り当て時間と使用できる機器類）をご教示願います。                                                                                                                                                                   | ヒアリングの時間配分は、移動・準備5分、プレゼンテーション20～30分、質疑応答20～30分、片付け・移動5分の合計60分を予定していますが、審査委員会にて詳細を決定し通知します。<br>応募者が提示できる資料等は提案書に記載のある事項のみとします。提案書に記載のない追加資料の配付は認めません。ただし、提案した設計に基づくパース、模型、VR 等については、プレゼンテーション時に用いて提案しても構わないものとします。<br>スクリーン、プロジェクター、電源延長コードは市で用意しますが、それ以外のプレゼンテーションに必要な機器（パソコン、接続ケーブル等）は、応募者が持参してください。なお、プロジェクターは持参いただいても構いません。<br>また、ヒアリング開催場所の事前下見についても、要望があれば実施する予定です。 |
| 49 | 募集要項 | 情報公開                       | 18   | 第5  | 11  | (12) |      |      | 「情報公開請求があった場合は、」 「提案書を公開することがある。」とありますが、提案書は我々のノウハウであり、特許に関わる事項が含まれることもあります。情報公開を拒否することは可能でしょうか？                                                                                                                                                 | 岡崎市情報公開条例では、第7条各号に非開示情報が規定されるとともに、第15条に意見聴取の手続きがありますので、これらの手続きにより適切に取り扱われるものと考えております。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 50 | 募集要項 | 情報公開                       | 18   | 第5  | 11  | (12) |      |      | 情報公開請求があった場合は、提案書を公開することがある。とありますが、情報公開を拒否することは可能との認識でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                 | No49の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 51 | 募集要項 | 提案価格の上限                    | 19   | 第5  | 12  |      |      |      | 税込みの価格が表示されていますが是抜き金額を教えてもらえないでしょうか？1.1で割り切れません。                                                                                                                                                                                                 | 提案価格は、予算による上限価格ですので、税抜き金額というものは存在しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 52 | 募集要項 | 設計変更                       | 19   | 第5  | 12  |      |      |      | 造成工事の性能発注区分において、設計変更対象は、土砂搬のみで、それ以外は一式無増減の考えでよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                                          | 土砂搬判定については、現段階から設計変更が想定されています。それ以外にも要求水準書には、協議すべき事項を記載しておりますので、ご確認ください。当該項目以外については、事業契約書第17条、第42条、第43条に基づき、合理的な事由がある場合には、変更の対象となります。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 53 | 募集要項 | 提案価格の上限                    | 19   | 第5  | 12  |      |      |      | 税込み価格で明記されていますが、税抜き価格はいくらでしょうか。1.1で割り切れません。                                                                                                                                                                                                      | No51の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 54 | 募集要項 | 予定価格について                   | 19   | 第5  | 12  |      |      |      | 募集要項に記載の予定価格の内訳について、詳細な項目について、開示願います。                                                                                                                                                                                                            | 予定価格のうち仕様発注分について、設計書（金抜き）を貸与資料に追加しますので、項目を御確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 55 | 募集要項 | 提案価格の上限                    | 19   | 第5  | 12  |      |      |      | 参考で予定価格の内訳が公表されていますが、提案価格の内訳は、公表されている内訳に収まっていなければならないのでしょうか。それとも、総額で収まっていれば良いとの理解でしょうか？                                                                                                                                                          | 仕様発注分について、通常の入札と同様に予定価格を上回ることができません。同様に、性能発注分についても、提案価格は記載の価格が上限となります。<br>募集要項等を修正します。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 56 | 募集要項 | 埋蔵文化財包蔵地について               | 22   | 第7  | 1   | (3)  |      |      | 現在、調査を行っている埋蔵文化財について、保存すべき文化財等、計画に影響することはありますか？                                                                                                                                                                                                  | 現在までの調査におきましては、現地保存すべきものはありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 57 | 募集要項 | 地区計画について                   | 22   | 第7  | 1   | (3)  |      |      | 想定される地区計画の規制内容等についてご教示ください。                                                                                                                                                                                                                      | 西三河都市計画区域区分の変更について（阿知和地区）<br><a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p026465.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p026465.html</a> にて公開しておりますので、御確認ください。                                                                                                                                                                                   |
| 58 | 募集要項 | 本事業に関する資料等                 | 23   | 第7  | 2   | (1)  |      |      | 欄外に記載されている※「令和元年度(仮称)岡崎阿知とスマートインターチェンジ」詳細設計業務 報告書」等の貸与時期はいつ頃になりますでしょうか？またHPで貸与について周知されますでしょうか？                                                                                                                                                   | 準備が出来次第、貸与します。貸与時期は、7月頃を予定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 59 | 募集要項 | 本事業に関する資料等                 | 23   | 第7  | 2   | (1)  | 欄外   |      | 令和元年度(仮称)岡崎阿知とスマートインターチェンジ」詳細設計業務報告書等の貸与時期はいつ頃を想定していますか？                                                                                                                                                                                         | No58の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 60 | 募集要項 | 貸与資料について（追加）               | 23   | 第7  | 2   | (1)  |      |      | 「令和元年度（仮称）岡崎阿知とスマートインターチェンジ詳細設計業務報告書」「令和元年度市道岡崎阿知とスマートインターチェンジ詳細設計業務報告書」「令和元年度市道岡崎阿知とスマートインターチェンジ詳細設計業務報告書」について、開示願います。                                                                                                                          | No58の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 61 | 募集要項 | 貸与資料について（追加）               | 23   | 第7  | 2   | (1)  |      |      | 追加で開示される貸与資料について、中身の精査後改めて質疑は可能でしょうか？                                                                                                                                                                                                            | 予定はしていません。計画に影響するものは、競争的官民対話にて、事前に質問してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 62 | 募集要項 | 貸与資料                       | 23   | 第7  | 2   | (1)  |      |      | (1)貸与資料の一覧に記載のある資料は、令和2年度7月17日に公表された資料と同じものと判断してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                       | 御理解のとおりです。<br>貸与資料の追加は、募集要項の修正ではなく、ホームページにて御案内いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 63 | 募集要項 | 『募集要項』<br>貸与資料の一覧          | 23   | 第7  | 2   | (1)  |      |      | 昨年度の実施方針等に関する質問への回答21で、令和元年～2年度において市が追加の地質調査を行うとのことでしたが、その資料は提示頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                        | 追加開示します。用意ができましたら、これまでと同様にお知らせします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 64 | 募集要項 | 貸与資料の一覧                    | 23   | 第7  | 2   | (1)  |      |      | 貸与資料の一覧に記載のない「阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務」の貸与をお願いいたします。                                                                                                                                                                                               | No63の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 65 | 募集要項 | 土地取得に関する事項                 | 24   | 第7  | 3   |      |      |      | 「阿知和地区工業団地に係る用地は既に契約済みで……市が取得する予定」とありますが、手続きが遅れた場合の費用負担は、貴市の負担と考えてよろしいですか？                                                                                                                                                                       | 御理解のとおりですが、その処置については、事業契約書第46条から第49条に基づきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 66 | 募集要項 | 土地取得に関する事項                 | 24   | 第7  | 3   |      |      |      | 阿知和地区工業団地に係る用地は既に契約済みで・・・とありますが、方が一予定から遅れた場合の費用負担は、市の負担責任との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                         | No65の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 67 | 募集要項 | 基本協定の締結                    | 26   | 第8  | 1   |      |      |      | 基本協定締結前に進出予定企業募集事業が不調となることが想定される場合や、優先交渉権者との企業誘致支援業務の追加業務内容についての協議が調わず、次点交渉権者との協議に移行する場合は、優先交渉権者に対しては岡崎市に対する違約金及び損害賠償は発生しない、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                      | 進出予定企業の募集が不調になった場合は、商工労働課が進出予定企業に代わってその役割を果たすことで、造成事業を進めてまいります。<br>追加となる企業誘致支援業務は、基本協定締結前に協議することは想定しておりません。<br>よって、いずれの前にも想定しておりません。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 68 | 募集要項 | 事業契約の締結                    | 26   | 第8  | 3   |      |      |      | 進出予定企業募集事業が不調となった場合や、優先交渉権者との企業誘致支援業務の追加業務内容についての協議が調わず、優先交渉権者と事業仮契約締結後に次点交渉権者との協議に移行する場合は、優先交渉権者に対しては岡崎市に対する違約金及び損害賠償は発生しない、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                     | No67の回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 69 | 募集要項 | リスク分担について                  | 27   | 第8  | 6   | (2)  |      |      | 予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添7「事業契約書(案)」に定めるとおりと記載されていますが、事業計画書（案）の別添3.4Cに加え、実施方針で示したいと思っているリスク分担表も事業契約書に添付していただけたとの理解で宜しいでしょうか？                                                                                                                 | 事業契約書第8条に基づき、実施方針におけるリスク分担表も事業契約書の一部として取り扱います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 70 | 募集要項 | 議会の議決                      | 29   | 第9  | 1   |      |      |      | 議案の否決が、本件事業の取り止めに寄与するのであれば、市は優先交渉権者に生じた損害を負担して戴ける、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                | 基本協定書第10条及び第13条を御確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 71 | 募集要項 | 議会の議決                      | 29   |     |     |      |      |      | 「議案が否決された場合において～市はその賠償の責めを一切負わない。」とありますが、実施方針30頁には「※1市議会の議決が得られないことにより、契約締結が遅延・中止した場合、それまでに要した市及び事業者（優先交渉権者）の費用は、それぞれの負担とする。」とあり、質疑No.217では「議会承認が得られない場合は、市及び事業者の双方の負担で考えています。」とご回答いただいていることから、議会が否決された場合の優先交渉権者の負担は、否決までに要した費用に限定されるということでしょうか？ | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO | 文書名   | タイトル                      | 該当箇所 |     |     |      |      |        | 質 問                                                                                                                                                               | 回 答                                                                                                                                                                              |
|----|-------|---------------------------|------|-----|-----|------|------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |                           | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目3   |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                  |
| 72 | 要求水準書 | スマートＩＣの粗造成                | 1    | 第1  | 2   | (2)  | ア    |        | スマートＩＣの粗造成に関する条件（施工の時期等）をご教示願います。                                                                                                                                 | No35の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                             |
| 73 | 要求水準書 | 関連公共施設<br>場内道路            | 1    | 第1  | 2   | (1)  | ア    | (7)    | 要求水準書 添付資料1（下図）に記載されている場内道路以外に、事業者が提案する場内道路は、「市道」とされるお考えでしょうか？                                                                                                    | 要求水準書添付資料2に記載されている（市が詳細設計を行う区間）を除き、場内道路は、全て事業区の提案によるものであり、私道でないものは、全て市道認定を行うことを想定しております。                                                                                         |
| 74 | 要求水準書 | 協議・許認可の取得                 | 4    | 第1  | 6   | (2)  | オ    |        | 「許認可の取得は、基本的に市が行い・・・とありますが、「募集要項」では、協議資料の作成までと記載されています。整合していただきたいと思います。                                                                                           | 要求水準書の記載に合わせ、募集要項の記載を修正します。                                                                                                                                                      |
| 75 | 要求水準書 | 協議、許認可の取得について             | 4    | 第1  | 6   | (2)  | オ    | (7)    | 「許認可の取得等は基本的に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成及び看板、チラシ等の説明会の開催に必要な準備を行う。」とありますが、事業者は協議の場への参加や、例えば林地開墾の周辺住民の同意取得等への立ち合いは不要との理解で宜しいでしょうか？                                 | 資料だけでは説明しきれない場合や、質疑がある場でその場で回答した方がよいと考えられる場合には、協議の場にも席をお願いします。                                                                                                                   |
| 76 | 要求水準書 | 道路に関する協議                  | 5    | 第1  | 6   | (2)  | オ    | (7)    | 道路計画に係る道路管理者との協議の対象は本業務で設計する造成区域内道路のみということでしょうか？<br>合わせて公安協議についても造成区域内の協議のみを対象とかがえてよいでしょうか？                                                                       | 御理解のとおりですが、要求水準書第2 2 (2) エ (ウ) 道路標識設置については、開発区域外にもありますので、公安協議等を行うための資料を作成してください。                                                                                                 |
| 77 | 要求水準書 | 道路に関する協議                  | 5    | 第1  | 6   | (2)  | オ    | (7)    | 橋梁架け替え工の協議について、協議結果により市で実施した設計内容から変更が生じた場合の設計費用は市が負担の対象となると考えてよいでしょうか？                                                                                            | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                       |
| 78 | 要求水準書 | 本事業を確実に遂行する事業者の体制の構築      | 9    | 第1  | 11  |      |      |        | 【事業者の設計・工事監理体制】において、「市及び進出予定企業等との調整」は、募集要項p.8に示されている調査・設計が開始される年月（（参考）令和4年4月）からと考えてよろしいでしょうか？                                                                     | 御理解のとおりですが、早期に開始する要望があれば、その方向で調整します。                                                                                                                                             |
| 79 | 要求水準書 | 本事業を確実に遂行する事業者の体制の構築      | 9    | 第1  | 11  |      |      |        | 【事業者の設計・工事監理体制】において、「工事・設計者間の調整」は、募集要項p.8に示されている施工が開始される年月（（参考）令和5年10月）からでよろしいでしょうか？                                                                              | 契約締結後の設計開始から予定しています。一次提案書様式3-5、二次提案書様式8-4-1において、事業者が考える工事・設計者間の調整について明確にしてください。                                                                                                  |
| 80 | 要求水準書 | 本事業を確実に遂行する事業者の体制の構築      | 9    | 第1  | 11  |      |      |        | 【事業者の設計・工事監理体制】の工事に係る主任技術者・監理技術者・品質証明員・統括安全衛生責任者は、募集要項p.8に示されている基本工程表の施工が開始される年月（（参考）令和5年10月）に配置することよろしいでしょうか？                                                    | 基本工程表の時期は一例を示したものであり、工事に着手する前に配置してください。                                                                                                                                          |
| 81 | 要求水準書 | 質権                        | 10   | 第1  | 12  | (1)  | ア    | (9) c  | 「質権設定を行う」とありますが、令和2年4月21日質疑回答にて「受取人を貴市とした保険証券の提出で代えることは可能か？」という質問に、「工事履行保証証券の提出で代えることも可」と記載されています。この回答に従い、保険証券を提出して質権を設定しないことも可能と考えてよろしいでしょうか？                    | 御理解のとおりです。記載について修正します。                                                                                                                                                           |
| 82 | 要求水準書 | 要求水準書(案)                  | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (f)    | 「猛禽類の餌場となるビオトープ（7,000㎡以上）の配置」とありますが、別途公表された「進出予定企業募集事業（第1期）【オーダーメイド対応分】」においては、「7,000㎡以上の餌場環境の代償措置となるビオトープ等の整備」となっております。進出予定企業によるビオトープ以外の代償措置の提案受入れも予定しておりますでしょうか？ | ビオトープの定義に対する解釈にもありますが、一般的には、餌場環境の代償措置と成り得るものは、ビオトープに該当すると考えております。<br>進出予定企業は、7,000㎡以上の餌場環境の代償措置に加えて、その他の措置を行うことができます。<br>自然環境保全対策に関して、内容を明確にするため、要求水準書を修正するとともに、資料（添付資料9）を追加します。 |
| 83 | 要求水準書 | エネルギーセンター                 | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (9)    | エネルギーセンターとは、どのような機能を持った施設を想定しているかご教示願います。                                                                                                                         | 環境施設については、進出企業により最速なものを選択する予定であり、現段階で具体の想定はありません。                                                                                                                                |
| 84 | 要求水準書 | エネルギーセンター                 | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (9)    | エネルギーセンター・水素ステーションは、場内道路から乗り入れ可能な場所に確保する必要がありますでしょうか？                                                                                                             | 御理解のとおりです。<br>場内道路又は市道東阿知和滝1号線からの乗り入れができるよう計画してください。<br>なお、市道東阿知和滝1号線からの乗り入れとする場合は、当該道路について、市の開発許可に適用される技術的基準に基づく道路幅員としてください。                                                    |
| 85 | 要求水準書 | 環境施設                      | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (ウ)    | 市が環境施設（3000㎡～4000㎡）の設置を検討とのことですが、その計画に付帯するインフラ関連などの設計は本業務に含まれますか？その内容についてかかる経費は市が負担するというものでしょうか？                                                                  | 当該計画に付帯する設計は本業務に含んでおりません。本業務に追加する場合には市が負担します。                                                                                                                                    |
| 86 | 要求水準書 | フェンス及び門扉                  | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (オ) a  | 緑地等の形状や井戸の位置を勘案して市が決定する。とありますが、協議の余地もないことから、別途費用として認識してよろしいでしょうか？                                                                                                 | 記載のとおり、本事業に含まれております。                                                                                                                                                             |
| 87 | 要求水準書 | 井戸の再整備費用                  | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (f) b  | 工事に支障がある場合、現在の井戸を撤去した後井戸を再整備することになっていきます。その場合の再整備費用は、貴市で負担していただけますでしょうか？                                                                                          | 井戸の整備は、撤去前に行う必要があります。モニタリングに影響がないことを確認するために、重複して稼働する期間が必要です。<br>工事に支障がなければ移設の必要がありませんので、必要な場合にその費用を見込んで提案してください。市が別途負担することはありません。                                                |
| 88 | 要求水準書 | 岡崎北部一般廃棄物処理場の井戸の再整備       | 14   | 第2  | 2   | (1)  | ア    | (f) b  | 「～再整備にあたっては、ポンプ等の付帯する設備も含めて行う～」と記載されていますが、現状の構造や仕様記載された資料のご提示をお願いします。                                                                                             | 貸与資料16 北部一般廃棄物最終処分場竣工図の原水ビット一股図を参照してください。                                                                                                                                        |
| 89 | 要求水準書 | 本事業の対象とする道路の区分            | 15   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (7) ※2 | 本事業で活用する土砂の受入れを行う。とありますが、「募集要項」のP9基本工程表によると、施工時期は同時期となっております。本事業での唯一の主進入箇所であるため、南アクセス道路整備は、本事業の施工開始時には完成している必要があると考えます。貴市のお考えをご教示願います。                            | 南アクセス道路の工業団地周辺は、既存の市道で幅員も十分に余裕があるため、施工時においても通行が可能と想定しており、南アクセス道路が完成していただくまで造成事業は可能と考えております。                                                                                      |
| 90 | 要求水準書 | 南・西アクセス道路について             | 15   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (7)    | 土砂の受入れの時期についてご指示願います。                                                                                                                                             | 未定であり、明確になった時点でお示しします。<br>造成事業の工事着手前）に、土砂の仮置きをさせていただきたいと考えております。                                                                                                                 |
| 91 | 要求水準書 | 渋滞緩和                      | 15   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (イ)    | 道路計画で渋滞を緩和する措置を講ずるとありますが、その対策対応が各アクセス道路に影響する場合（レーンの延伸等）はその修正設計は市の方で対応するというでよいでしょうか？                                                                               | 各アクセス道路に影響が出る時点で、その内容及び対応について協議をするものとします。                                                                                                                                        |
| 92 | 要求水準書 | 北アクセス道路の平面設計及び縦断線形の変更について | 15   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (s)    | 北アクセス道路において計画地区北端境界付近の計画地区内側の平面線形及び道路縦断線形は、今後、北アクセス道路詳細設計と調整を図ることを前提に変更することは可能でしょうか？                                                                              | 変更をすることは可能ですが、用地の取得もありますので、早い段階で調整をしていただくようお願いします。                                                                                                                               |
| 93 | 要求水準書 | 北アクセス道路の平面設計及び縦断線形の変更について | 15   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (s)    | 北アクセス道路の予備設計の成果データを貸与させて頂くことは可能でしょうか？                                                                                                                             | 準備ができ次第、貸与資料に追加します。                                                                                                                                                              |
| 94 | 要求水準書 | 場内道路について                  | 16   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (カ)    | 参考として標準横断構成図が示されていますが、全幅を変更しなければ道路内の構成は変更可能でしょうか？                                                                                                                 | 標準横断構成図は、あくまでも参考であり、幅員も含めて決定したものではありません。御提案ください。                                                                                                                                 |
| 95 | 要求水準書 | 市道東阿知和滝1号線                | 15   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (キ)    | 区域外に市道東阿知和滝1号線の設計・施工を行うとありますが、既存測量図等の資料はどの範囲（エリア）までありますか？                                                                                                         | 現況測量としての航空レーザー測量の成果は周辺の分があります。また、募集要項の第2 8オ（イ）に記載のある外周測量の成果においても、境界付近の測量成果が記載されており、準備ができ次第、公開をいたします。                                                                             |
| 96 | 要求水準書 | 市道東阿知和滝1号線                | 16   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (キ)    | 「～幅員4mの市道としての再整備を行うこと。」とありますが、他の場内道路と同様に標準横断構成図のご提示をお願いします。                                                                                                       | No5の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                              |
| 97 | 要求水準書 | 『要求水準書』市道東阿知和滝1号線について     | 16   | 第2  | 2   | (1)  | イ    | (キ)    | 市道東阿知和滝1号線改修に伴う、設計緒元を提示いただきたい。また、道路改良に伴う河川法手続きは工業団地事業と別途として扱うかご教示願いたい。                                                                                            | No5の質問・回答を参照してください。<br>道路改良に伴う諸手続は、工業団地とは別に行う必要があります。                                                                                                                            |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO  | 文書名   | タイトル                 | 該当箇所 |     |     |      |      |      | 質問                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                      |
|-----|-------|----------------------|------|-----|-----|------|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |                      | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目3 |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |
| 98  | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 17   | 第2  | 2   | (1)  | オ    |      | 平成30年3月実施の自然環境保全調査によると、工事施工への制約（時期・範囲）ピオトープの整備のみの記載があるが、場合により発破を採用する場合、再度環境影響調査を実施することになりますか。<br>その期間および費用は事業者の責めに帰すべき事由とはならず市の責任で実施すると認識よろしいでしょうか。                                   | 事業者は、要求水準書第2 4 (3)に基づき必要な対策を実施してください。                                                                                                                   |
| 99  | 要求水準書 | 自然環境保全対策について         | 17   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (ア)  | 仮設で実施する自然環境保全対策について、対象となる生物種の種類、生体数、保全エリアの面積等ご指示願います。                                                                                                                                 | 既に公表されている岡崎市阿知和工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査補充調査資料を確認してください。                                                                                                     |
| 100 | 要求水準書 | 自然環境保全対策について         | 17   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (ア)  | 自然環境保全対策において、造成工事の施工に際し、重要種の保護の為、制限されるエリア・期間、について特別な配慮が必要であればご指示願います。                                                                                                                 | 既に公表されている岡崎市阿知和工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査及び補充調査資料を確認してください。<br>制限されるエリアはありませんが、サンバ・ハチクマの繁殖期に留意した工程としてください。                                                    |
| 101 | 要求水準書 | 動植物の移植               | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | (施工期間中の措置)の動植物の移植が施工者になっていますが、事業スケジュールの変更に伴い、すでに済んでいるのではないのでしょうか？                                                                                                                     | これまでに確認されている重要種で、市が改変されると想定した区域内のものは、移植を終えております。ピオトープ1～3は、当該区域とはしておりません。<br>重要種の移植は市が、餌場環境の代償措置のための移植は事業者が、それぞれ行うものですので、明確となるように要求水準書を修正します。            |
| 102 | 要求水準書 | ピオトープ（移植）            | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | (イ)では動植物（鳥類を除く）の移植は市が実施し、事業者は餌場環境の整備とあるが、同ページの上部の自然環境保全に係る役割区分の表中では仮設の移植も事業者となっている。これは民間では字義等との調整も困難なため(イ)文中のとおり事業中の移植も市が負担ということではよろしいでしょうか？                                          | 動植物重要種（鳥類を除く。）の移植は、市で実施するので、事業者は協力してください。<br>自然環境保全対策に係る役割区分、内容について明確にするため、要求水準書を修正します。また、資料（添付資料9）を追加します。                                              |
| 103 | 要求水準書 | ピオトープ                | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 施工中に事業者が整備（仮設）するピオトープ（7,000㎡以上）について、関係者会議で進出予定企業との協議の結果、これが本設となる可能性を想定しておられますでしょうか？                                                                                                   | 御質問の可能性について、否定するものではありませんが、現在の餌場環境が消失する前に、本設の餌場環境を整備し、機能させることは困難と考えます。<br>自然環境保全対策に関して、内容を明確にするため、要求水準書を修正するとともに、資料（添付資料9）を追加します。                       |
| 104 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 仮設ピオトープ7,000㎡は、施工開始時から竣工時まで、ずっと同じ場所で維持する必要がありますか。それとも、工事の進捗に従い、仮設ピオトープの位置が変わっても、常に仮設ピオトープの合計面積が7,000㎡以上であれば良いのでしょうか？ご指示ください。                                                          | 仮設のピオトープは、餌場環境の代償措置として適切なものである必要があります。その前提で、移動させることについては不可能ではありませんが、営業期に餌である生物が育っている必要はあります。<br>自然環境保全対策に関して、内容を明確にするため、要求水準書を修正するとともに、資料（添付資料9）を追加します。 |
| 105 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 仮設ピオトープについて 本工事でのピオトープとの認定にあたっての定義、面積算定する際の基準はありますでしょうか？ピオトープの構成要素は、水辺だけでなく、それに付随する樹木や草地も含まれ、境界線の弾き方で面積算定値が変わるのではないかと考えます。ご指示ください。                                                    | 御指摘のとおりですが、もともと餌場が7,500㎡程度の水田であったことに留意していただき、専門家の理解を得られるものとしてください。                                                                                      |
| 106 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 仮設ピオトープに関する要求水準は事業者が決めるとの認識でよろしいでしょうか？ご指示ください。                                                                                                                                        | No104、105の回答を参照してください。                                                                                                                                  |
| 107 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 【（参考）ピオトープ及び移植候補地】に記載されているピオトープ1についても施工中のピオトープとして活用してもよろしいでしょうか？                                                                                                                      | ピオトープ1は、猛禽類の専門家より「周囲に樹木が多く狭いので、サンバの餌場向きではない。」と意見をいただいております。しかし、餌場環境の代償措置として適切に整備されるのであれば、その可能性を否定するものではありません。                                           |
| 108 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 【（参考）ピオトープ及び移植候補地】に記載されている休耕田ですが、現状は一部耕作地があります。ピオトープ及び移植先として利用できる 休耕田の範囲（面積）を教えてくださいませんか？                                                                                             | 休耕田については、その一部を水路改修の用地とすることも含め、現在資料の作成をしておりますので、準備ができ次第、資料を貸与します。                                                                                        |
| 109 | 要求水準書 | ピオトープ                | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 植物類及び動物類（鳥類を除く）の移植・・・とありますが、上段の表では、仮設の移植は「事業者」となっている。整合していただきたい。                                                                                                                      | No102の回答を参照してください。                                                                                                                                      |
| 110 | 要求水準書 | ピオトープ                | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | ピオトープ2および3を仮設として活用する場合、ソメイヨシノはピオトープに適さないため撤去することは可能でしょうか。                                                                                                                             | サクラについては、一部移植の相談をするかもしれませんが、基本的には撤去していただく構いません。                                                                                                         |
| 111 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 「(イ) 植物類及び動物類（鳥類を除く）の移植は市が行うが、施工中の餌場環境（7,000㎡以上のピオトープ）の整備（仮設）は事業者が行うものとする。」と記載されています。<br>「植物類及び動物類（鳥類を除く）の移植は市が行うが、」は、本整備のことを示しており、上表にありますように「仮設（施工期間中の措置）は事業者、「本整備」は市との理解でよろしいでしょうか？ | 御理解のとおりです。<br>N0102の質問・回答も参照してください。                                                                                                                     |
| 112 | 要求水準書 | 自然環境保全対策             | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | ピオトープの粗造成の内容を具体的に教えていただけないでしょうか？※P.25の造成協力地の粗造成と同じではないと思います。                                                                                                                          | ピオトープの粗造成は、水田と類似した環境整備（水張り等）にあたっての土工工事、樹木伐採等を想定しておりますが、内容は進出予定企業が決定します。<br>なお、ピオトープの整備イメージは、岡崎市阿知和工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査補充調査資料P90の「水辺環境整備イメージ」を参照してください。  |
| 113 | 要求水準書 | 進出予定企業が整備するピオトープについて | 18   | 第2  | 2   | (1)  | オ    | (イ)  | 調整池の流出能力を制限することなく、防災管理上において開闢がない場合、調整池の一部をピオトープとして活用し、ピオトープの面積として含めることは可能でしょうか。                                                                                                       | ピオトープの内容として、餌場環境の代償措置として適切であることが前提となります。<br>ピオトープの位置については、進出予定企業が定めるものであり、進出予定企業がそれを受け入れた場合のみ、可能となります。よって、提案時点では適切ではありません。                              |
| 114 | 要求水準書 | 水道施設設計業務資格保有企業       | 20   | 第2  | 2   | (2)  | ②    | (イ)  | 水道建設に伴う設計を担当する者が満たす条件が記載されています。令和2年4月21日質疑回答No38にて「質問における水道施設設計の資格要件を満たす者は、市の承認を得たうえで、構成員以外の第三者に委託又は請け負わせることでも構わない」とされていますので、ここで言う資格は実際に設計を担当する企業が有すればよいとの理解でよろしいでしょうか？               | 御理解のとおりです。                                                                                                                                              |
| 115 | 要求水準書 | 資格確認日                | 20   | 第2  | 2   | (2)  | ②    | (イ)  | 資格確認日とはいつでしょうか？                                                                                                                                                                       | 応募者の構成員となる場合には、募集要項第3 2 (3)に基づき、参加表明書の提出期間の最終日とします。それ以外の場合には、設計又は施工に着手する前に確認することになっていますので、市による確認日とします。                                                  |
| 116 | 要求水準書 | 水道施設施工業務資格保有企業       | 21   | 第2  | 2   | (2)  | ②    | (イ)  | 水道建設に伴う施工を担当する者が満たす条件が記載されています。令和2年4月21日質疑回答No351にて「質問における水道施設設計の資格要件を満たす者は、市の承認を得たうえで、構成員以外の第三者に委託又は請け負わせることでも構わない」とされていますので、ここで言う資格は実際に施工を担当する企業が有すればよいとの理解でよろしいでしょうか？              | 御理解のとおりです。                                                                                                                                              |
| 117 | 要求水準書 | 仕様水量の変更時期            | 21   | 第2  | 2   | (2)  | ②    | ア    | 「進出企業の使用水量により、変更することがある。」と記載されていますが、それは何時何日決定されるのでしょうか？                                                                                                                               | 使用水量の変更については、進出企業の使用水量が想定よりも少なくなる見込みとなった場合に、規模を縮小することを想定しております。<br>このため、変更が可能な時期について、早期に協議させていただきたいと考えております。                                            |
| 118 | 要求水準書 | 要求水準書(案)             | 21   | 第2  | 2   | (2)  | ②    | ア    | 施工業務完成後に提出する書類等及び部数が記載されておりますが、部数等、事業契約書「別紙2 提出書類」の記載と必ずしも一致していません。事業契約書との整合をお取りだけませんか？                                                                                               | 整合がとれるように修正します。                                                                                                                                         |
| 119 | 要求水準書 | 仁木浄水場監視制御システム        | 23   | 第2  | 2   | (2)  | ②    | ウ    | 仁木浄水場監視制御システムの遠方監視について、現在使用している機材や仕様をご指示願います。                                                                                                                                         | 準備ができ次第、資料を貸与します。                                                                                                                                       |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO  | 文書名   | タイトル                           | 該当箇所 |     |     |      |      |       | 質 問                                                                                                                                                             | 回 答                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------|--------------------------------|------|-----|-----|------|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |                                | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目3  |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                   |
| 120 | 要求水準書 | 北アクセス道路工                       | 23   | 第2  | 2   | (2)  | ③    |       | 北アクセス道路に関する工事内容の詳細をご提示いただけるのはいつ頃になるでしょうか。                                                                                                                       | 今年度、詳細設計を行いますので、詳細となると来年度になる見込みです。<br>令和元年度から令和2年度において実施した業務の成果については、準備ができ次第、貸与します。                                                                                                                               |
| 121 | 要求水準書 | 北アクセス道路工                       | 23   | 第2  | 2   | (2)  | ③    | イ     | 「北アクセス道路工については、市と事業者で協議し、追加の契約（本事業に係る変更契約又は別途随意契約）を行う予定とする。」とありますが、この「追加の契約」には、工業団地造成事業での落札率はかららないという理解でよろしいでしょうか？                                              | そもそも本体工事は、大半が性能発注のため積算金額でなくあくまでも提案上限額ですので、提案していただいた額に對して、落札率という言葉は適切ではありません。よって、仕様書法である北アクセス道路の工事費を決定する際に、その率を適用することはありません。<br>ただし、二次提案書様式8-6-1において、施工業務を行う北アクセス道路に係るコスト削減等の方策について審査しますので、このご提案に基づき契約金額を算出してください。 |
| 122 | 要求水準書 | 橋梁の撤去について                      | 23   | 第2  | 2   | (2)  | ④    | ア     | 「令和元年度市道間崎阿知和スマートインター線詳細設計業務」において作成した設計図書（図面・数量等）について、開示願います。                                                                                                   | No58の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                              |
| 123 | 要求水準書 | 橋梁架け替え工                        | 23   | 第2  | 2   | (2)  | ④    | ウ     | 「橋梁を架設し、又は撤去する際の通行止め期間は、1夜間（20時～6時）を基本とすること。」と記載されています。この「1夜間（20時～6時）」は、仮設（1橋）、撤去（2橋）の3夜間という理解でよろしいでしょうか？                                                       | 架設で1夜間、撤去（2橋）で1夜間を想定しております。                                                                                                                                                                                       |
| 124 | 要求水準書 | 橋梁の撤去について                      | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ④    | ウ     | 撤去する際の通行止めの期間は、1夜間との記載がありますが、撤去する2橋併せて1夜間での同時撤去と考える必要がありますか？                                                                                                    | No123の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                             |
| 125 | 要求水準書 | 準備工<br>準備工発生物の処理<br>（伐採森林）     | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ⑤    | ウ     | 竹は木でなく草本植物ですが、貴市の規則で、これは産業廃棄物となるのか、一般廃棄物となるのか、ご教示願います。                                                                                                          | 事業系一般廃棄物です。                                                                                                                                                                                                       |
| 126 | 要求水準書 | 準備工<br>準備工発生物の処理<br>（不法投棄物）    | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ⑤    | ウ     | 現場説明会時に、不法投棄物が各所に見受けられましたが、これの処理については、協議事項でよろしいでしょうか？                                                                                                           | 不法投棄については、現段階で極力処理をしております。<br>残っていた場合には、協議事項とします。不法投棄ではないものについては、事業者において適切に処理をしてください。<br>事業契約後には、投棄されないように事業者において対策をさせていただき、投棄された場合には事業者において対応をしてください。                                                            |
| 127 | 要求水準書 | 準備工<br>準備工発生物の処理<br>（防災工事の残置物） | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ⑤    | ウ     | 防災工事の伐採木・仮設道路の仮置き土・路盤碎石・土養・フントかご等の処理については、協議事項でよろしいでしょうか？                                                                                                       | 発掘調査の支障になったために伐採した樹木については、事業者において適切に処理してください。その他のものについても、必要な処理費用を見込んで御提案ください。                                                                                                                                     |
| 128 | 要求水準書 | 準備工<br>準備工発生物の処理<br>（表土）       | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ⑤    | ウ     | 剥ぎとった表土は、改良し盛土材として自ら利用することは可能でしょうか？                                                                                                                             | 適切な内容である限り、可能と考えます。                                                                                                                                                                                               |
| 129 | 要求水準書 | 埋蔵文化財の発掘調査の実施期間                | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ⑤    | エ     | 埋蔵文化財の発掘調査は、令和4年中に全て完了していると考えてよろしいでしょうか？ また、追加発掘調査を予定されていますか？                                                                                                   | 御理解のとおりです。令和4年度中というのも余裕を持った期間設定となっており、順調にいけば、令和4年度前半に全て完了します。<br>また、令和4年度中に着工したい場合には、調査が完了した箇所については、着工が可能です。                                                                                                      |
| 130 | 要求水準書 | 土工計画について                       | 24   | 第2  | 2   | (2)  | ⑥    | ア     | 南アクセス道路からの受入土砂が盛土材として適さない場合、改質等の設計変更となるのでしょうか？                                                                                                                  | 現時点では、盛土材に適した土砂を想定していますが、適さない場合には協議事項となります。                                                                                                                                                                       |
| 131 | 要求水準書 | 造成協力地について                      | 25   | 第2  | 2   | (2)  | ⑥    | イ (7) | 造成協力地の租造成は、土工のみならず、法面整形工、排水工、防止構工事、当該設計書に示される全ての工程を含むものとする。と記載されていますが、設計図書の貸与前ですと詳細がわかりません。舗装、照明、看板等も含まれるのでしょうか？                                                | No58の質問・回答を参照してください。当該資料を貸与します。                                                                                                                                                                                   |
| 132 | 要求水準書 | 造成協力地（スマートIC）について              | 25   | 第2  | 2   | (2)  | ⑥    | イ (イ) | 「安全上必要となる仮設を行う」との記載ですが、埋設ケーブルや渋滞情報板等の支障物の移設および防護は含まないものと考えて良いでしょうか？                                                                                             | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                        |
| 133 | 要求水準書 | 土軟硬線の推定                        | 26   | 第2  | 2   | (2)  | ⑥    | エ (7) | 土軟硬線の推定は「平成30年3月阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務」並びに「平成30年度阿知和地区工業団地基本設計業務設計報告書」に準拠して設定するものでよいでしょうか。合理的に想定できない岩とは、この準拠から外れた場合と解釈してよいでしょうか？                                | 御理解のとおりです。<br>なお、令和2年度に追加のボーリング調査を実施していますので、そちらも参照ください。当該資料は、準備でき次第、貸与します。                                                                                                                                        |
| 134 | 要求水準書 | 軟弱地盤の推定                        | 26   | 第2  | 2   | (2)  | ⑦    | ア     | 軟弱地盤対策の想定は、「平成30年3月阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務」並びに「平成30年度阿知和地区工業団地基本設計業務設計報告書」に準拠して設定するものでよいでしょうか。また、資料から予見できない場合には協議と解釈してよろしいでしょうか？                                 | 御理解のとおりです。<br>No133の質問・回答も参照してください。                                                                                                                                                                               |
| 135 | 要求水準書 | 軟弱地盤対策工                        | 26   | 第2  | 2   | (2)  | ⑦    | ア     | 軟弱地盤対策工の要求仕様がございましたら、具体的にご教示ください。                                                                                                                               | 令和2年度に追加のボーリング調査の業務を実施しており、そちらに記載があるので参照してください。当該資料は、準備でき次第、貸与します。                                                                                                                                                |
| 136 | 要求水準書 | 調整池の構造について                     | 28   | 第2  | 2   | (2)  | ⑬    | ア     | 砂防指定地の当地において、当初の計画は許可が困難な壁式の擁壁で計画がされています。協議の結果、壁式が不許可の場合、構造の変更に伴うコスト変更、街区の変更は認めていただけたとの認識でよろしいですか？                                                              | 事業費は設計段階から砂防指定地に適切な擁壁を決定してください。変更は合理的な理由がありまじら協議いたしますが、当該理由は合理的な理由に該当しません。                                                                                                                                        |
| 137 | 要求水準書 | 農業利用水機能の確保                     | 28   | 第2  | 2   | (2)  | ⑬    | ア     | 農業利用水機能を確保する調整池について、その調整池を利用する地権者等との協議は貴市と事業者とで行うと理解してよろしいでしょうか？                                                                                                | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                        |
| 138 | 要求水準書 | 流末水路工                          | 28   | 第2  | 2   | (2)  | ⑭    | ア     | 北側排水路とはどこのことでしょうか？                                                                                                                                              | 添付資料8に示す調整池⑬はけ口から真庭寺川合流部までです。                                                                                                                                                                                     |
| 139 | 要求水準書 | 調査業務の実施                        | 30   | 第2  | 3   |      |      |       | 測量作業において、基準点測量等の測量計画はあるのでしょうか。また、国土地理院との協議の記録があればご教示願います。                                                                                                       | No28の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                              |
| 140 | 要求水準書 | 事前の環境影響評価の実施                   | 30   | 第2  | 4   | (3)  |      |       | 「平成27年度～平成29年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査業務 報告書」に対して、土地改変部の形状変更に伴って変化する項目（重要な植物・動物への影響）のみを再検討すればよろしいでしょうか？ それとも、過年度報告書の全調査項目に対して再検討を実施する必要がありますでしょうか？         | 土地改変部の形状変更に伴って変化する項目について、環境影響評価（事前）を実施してください。                                                                                                                                                                     |
| 140 | 要求水準書 | 成果品の提出                         | 30   | 第2  | 4   | (7)  |      |       | 設計業務の成果に電子データがありませんが、必要ありませんか？                                                                                                                                  | 設計データについても必要のため、修正します。                                                                                                                                                                                            |
| 141 | 要求水準書 | 工事中の安全対策（発破使用）                 | 32   | 第2  | 5   | (2)  | イ    | (9)   | 発破を使用する場合、現東名高速（NEXCO中日本様）との事前の取決め等はございますでしょうか？                                                                                                                 | 現在のところ事前取り決めがありませんので関係機関と十分な協議、調整が必要ですが。                                                                                                                                                                          |
| 142 | 要求水準書 | 工事に伴う建設公害対策                    | 33   | 第2  | 5   | (2)  | ウ    | (7)   | 騒音・振動が発生しやすい作業については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、工事作業に係る騒音振動の低減を図るとともに、遮音壁等の対策を講ずること。」とあります。記載にあります対策を講じた施工計画を想定していたが、関係機関及び地元住民との協議で変更となった場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか？ | 設計変更が契約変更を指しているのでしたら、要求水準が変更にならないかぎり、直ちに契約変更には至らないと考えます。                                                                                                                                                          |
| 143 | 要求水準書 | 工事用車両の通行等                      | 33   | 第2  | 5   | (2)  | エ    | (7)   | 貴市で調査された「交通量調査報告書」がありましたら、貸与願います。                                                                                                                               | 貸与資料7「平成30年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ準備段階調査検討業務報告書」にて御確認ください。                                                                                                                                                         |
| 144 | 要求水準書 | 地域住民への配慮                       | 33   | 第2  | 5   | (2)  | オ    |       | 現時点で、近隣住民の方との取り決め等（土曜日、日曜日、休日の作業、通学通勤時間帯の工事用車両の通行、工事車両の使用禁止道路。）は、ございますか？                                                                                        | 現時点では取り決めはありませんが、近隣住民から説明を求められた場合は御協力ください。                                                                                                                                                                        |
| 145 | 要求水準書 | 地域住民への配慮                       | 33   | 第2  | 5   | (2)  | オ    | (7)   | 「地元住民への工事内容の周知や説明を十分に行う」とありますが、工事の着手にあたって行う地元向け説明会は、貴市が主催するものと考えてよろしいでしょうか？                                                                                     | 事業者が主体的に実施することをお考えください。市は、必要に応じて、同席するなどの協力をします。                                                                                                                                                                   |
| 146 | 要求水準書 | 設計変更                           | 34   | 第2  | 5   | (2)  | ク    |       | 造成工事の性能発注区分において、設計変更対象は、クの土軟硬のみで、それ以外は一式無増減の考えでよろしいでしょうか？                                                                                                       | No52の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                              |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO    | 文書名   | タイトル                                  | 該当箇所 |     |     |      |      |      |       | 質問                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                        |
|-------|-------|---------------------------------------|------|-----|-----|------|------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |       |                                       | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目3 | 小項目4  |                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                           |
| 147   | 要求水準書 | 土軟硬岩判定試験等の実施                          | 34   | 第2  | 5   | (2)  |      |      |       | 調査・設計段階で土軟硬岩を想定し貴市の確認を受けたもので数量を算定したのち契約金額の変更をいただき、そのち施工時に合理的に想定できない土軟硬岩の相違があった場合には、貴市に現地確認を頂いた上で設計変更についてご協議いただけるものと考えていますがいかがでしょうか？                                                                         | 二次提案書様式8-9において御提案頂いた方法にて設計変更を行う予定ですので、施工時における土軟硬岩判定について御提案ください。また、関連文書として支払方法説明書第4-1 (2)、及び(3)を参照してください。                                  |
| 148   | 要求水準書 | 近隣工事との施工調整                            | 34   | 第2  | 5   | (2)  |      |      |       | 宅地造成エリアには南側（新阿知和橋、西アクセス道路）を通る必要がありますが、近隣工事による長期通行止めはありますでしょうか？通行止めがあるようでしたら、大型車両が通ることができる迂回路の計画をお願いします。                                                                                                     | 【新阿知和橋】は、正しくは「阿知和新橋」のため、要求水準書等の表記を修正します。<br>西アクセス道路において、迂回路の整備を検討しており、また、阿知和新橋の通行止めは予定しておりません。近接工事の事業者と施工調整が必要ですので、御協力ください。               |
| 149   | 要求水準書 | 環境調査の報告                               | 34   | 第2  | 5   | (3)  |      |      |       | 水質調査を含めた環境調査の定期的な対外報告はないと理解でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                      | 少なくとも市が主催する環境保全調整会議には、報告をしていただく必要があります。図書の作成には、境界標の設置と関係機関との協議により必要とされた場合には、適切に対応をしてください。                                                 |
| 149-1 | 要求水準書 | 環境調査の報告                               | 34   | 第2  | 5   | (3)  |      |      |       | 大気汚染（NO <sub>2</sub> 、SPM）については、数値で測定するには、専用の機器が必要となり、大きな費用負担となります。通常時は粉じんの測定とし、状況によってNO <sub>2</sub> やSPMの測定をするように変更していただけないでしょうか？                                                                         | 御提案のとおり、修正します。                                                                                                                            |
| 149-2 | 要求水準書 | 確定測量の実施                               | 30   | 第2  | 5   | (5)  |      |      |       | 確定測量を実施する際に、丈量図の作成までを行えば、境界標の設置や登記する図面の作成は業務対象外と考えてよいですか？                                                                                                                                                   | 募集要項に記載されているとおり、分筆登記事務に必要な図書の作成を実施してください。図書の作成には、境界標の設置が必要になります。要求水準を修正します。                                                               |
| 150   | 要求水準書 | 維持管理業務の概要                             | 35   | 第3  | 1   |      |      |      |       | 場内道路ではない新井之口橋と市道東阿知和滝1号線は維持管理業務の対象範囲外、スマートICより繰入口交差点から新井之口橋までは対象範囲で宜しいでしょうか。又北アクセス道路については、施工と同様に維持管理についても協議の上、追加契約を行うということで宜しいでしょうか。                                                                        | 井ノ口橋、市道東阿知和滝1号線、北アクセス道路ともに、瑕疵担保責任はありますが、維持管理の対象外です。                                                                                       |
| 151   | 要求水準書 | 維持管理業務の概要                             | 35   | 第3  | 1   |      |      |      |       | 開発区域内のピオトープとスマートICは粗造成までの施工となりますが、維持管理業務は進出企業又は中日本高速道路（株）にあると解釈して宜しいでしょうか。                                                                                                                                  | スマートICについては、NEXCOに引き渡した時点で管理から外れますので、維持管理期間はありません。<br>ピオトープについては、引渡しの時点では、完成していないと想定されます。そこで、仮設のピオトープ（劇場環境の代償措置）を維持管理業務の対象とし、要求水準書を修正します。 |
| 152   | 要求水準書 | 維持管理業務の概要                             | 35   | 第3  | 1   | (2)  |      |      |       | “開発区域外の流末水路等を含む”とあります放流先となる青木川・真福寺川についても維持管理業務の対象範囲となるのでしょうか。<br>又対象範囲となる場合は具体的にどのような状況や状態を想定されておられるのか、お示し願います。                                                                                             | 青木川・真福寺川については、維持管理の対象外です。<br>水路の管理としては、開発に伴って流れしまった土砂が堆積することがあれば、それらを撤去していただくことを考えております。                                                  |
| 153   | 要求水準書 | 維持管理業務の概要                             | 35   | 第3  | 1   | (4)  |      |      |       | 岡崎市森林整備計画の内容が多岐に渡るため、計画に沿った適切な管理とは、具体的にどのようなことが求められているのか、ご教示願います。                                                                                                                                           | 主だった内容としては、開発区域内の保全緑地を対象に、天然更新の施策にかかる標準的な方法を参考とするともに、林野火災の予防に努めることですが、制度をよく理解して実施してください。                                                  |
| 154   | 要求水準書 | 法面保護の植生の再施工期間                         | 36   | 第3  | 2   | (3)  |      |      |       | 「枯死・成長不良等……事業者が再施工」とありますが、この対象期間に維持管理期間中と考えればよいでしょうか？                                                                                                                                                       | 御理解のとおりですが、植栽については、再施工した場合でも瑕疵担保期間としてその引渡日から1年ありますので、留意してください。                                                                            |
| 155   | 要求水準書 | 植樹樹木の植生再施工期間                          | 36   | 第3  | 2   | (4)  |      |      |       | 樹木について「枯死・成長不良等……事業者が再施工」とありますが、この対象期間は維持管理期間中と考えればよいでしょうか？                                                                                                                                                 | No154の質問・回答を参照してください。                                                                                                                     |
| 156   | 要求水準書 | 樹木の再施工                                | 36   | 第3  | 2   | (4)  |      |      | ア (5) | 枯死・成長不良の樹木の再施工は、維持管理期間2年の内で、その施工は直ちに行う必要はないと理解してよろしいでしょうか？                                                                                                                                                  | No154の質問・回答を参照してください。                                                                                                                     |
| 157   | 審査基準書 | 資格審査                                  | 3    | 第5  | 1   |      |      |      |       | 資格審査の書類を事前に確認いただくことは可能でしょうか？提出する資料が認識の誤りが生じ、その理由による失格を防ぎたいと思っています。                                                                                                                                          | 令和3年7月20日（火）までに参加資格確認申請書を提出していただいた場合には、令和3年7月30日（金）までに、資格が確認できないものを連絡するよういたします。<br>募集要項に、上記について追記します。                                     |
| 158   | 審査基準書 | 資格審査                                  | 3    | 第5  | 1   |      |      |      |       | 事前確認が不可能な場合、1次審査書類を早めに提出することにより、勘違いによる不備な書類の再提出を締め切りまで認めていただくことは可能でしょうか？                                                                                                                                    | No157の質問・回答を参照してください。                                                                                                                     |
| 159   | 審査基準書 | 2 一次審査<br>【一次審査採点基準】                  | 3    | 第5  | 2   |      |      |      |       | 評価はA～Eの5段階評価で行われますが、「絶対評価」「相対評価」のどちらで評価されるのでしょうか？                                                                                                                                                           | 「絶対評価」です。                                                                                                                                 |
| 160   | 審査基準書 | 2 一次審査<br>【一次審査項目（失格基準）】<br>概算工事費     | 3    | 第5  | 2   |      |      |      |       | 「概算事業費は、市の予定価格を超えていないこと。」とは、様式3-4の①調査・設計業務費、②施工業務費、③維持管理業務費、④企業誘致支援業務費、⑤その他経費の個々の概算見積額ではなく、合計金額である⑧概算事業費が予定価格を超えていないこととよろしいでしょうか？                                                                           | 御理解のとおりです。<br>ただし、仕様発注となる部分につきましては、設計価格を超えることができます。                                                                                       |
| 161   | 審査基準書 | 2 一次審査<br>【一次審査項目（失格基準）】<br>概算工事費     | 3    | 第5  | 2   |      |      |      |       | 「概算事業費は、市の予定価格を超えていないこと。」と記載されています。提出する一次提案の概算工事費は失格判断のみで、一次審査通過の評価には一切関与しないと考えてよろしいでしょうか？                                                                                                                  | 御理解のとおり、審査基準書第4の一次審査の際、予定価格と比べて経費性が優れているかを確認するためのものです。二次審査の際の提案価格が、一次審査の際の提案価格を上回っている場合には、その理由を説明していただきます。                                |
| 162   | 審査基準書 | 2 一次審査<br>【一次審査項目（失格基準）】<br>概略コンセプト   | 3    | 第5  | 2   |      |      |      |       | コンセプト（一次：概略、二次：基本）は、事業者が実施する業務（関連公共整備業務、宅地造成業務、維持管理業務、及び企業誘致支援業務）の範囲に限られるのでしょうか？<br>それとも、事業者が実施する業務終了後の阿知和工業団地に対するコンセプトも含まれるのでしょうか？                                                                         | 最終的には阿知和地区工業団地が完売し、市に寄与することを目的としていますので、業務終了後も御提案がありましたら、記載して頂いても支障ありません。当該内容については、審査委員会が判断します。                                            |
| 163   | 審査基準書 | 加点点審査                                 | 4    | 第6  |     |      |      |      |       | 一次提案書提出後の提案検討・精査の結果、二次審査で提出する事業提案書及び提案図面等と一次提案書に内容的に差異が生じる可能性は否定できません。多少の差異が生じたとしても、要求水準を満たしており、一次提案書の趣旨と矛盾がない限り、容認いただけるかと考えてよろしいでしょうか？                                                                     | 御理解のとおりです。                                                                                                                                |
| 164   | 審査基準書 | 加点点審査                                 | 4    | 第6  | 2   |      |      |      |       | 【二次審査（加点点審査）項目】について、企業誘致支援業務に関する項目がございません。<br>本業務が事業者の業務に含まれているため、審査項目に加えていただく必要があると想料いたしますがいかがでしょうか。                                                                                                       | 企業誘致支援業務は、主にパンフレット作成とホームページの作成・管理業務のため、御提案頂く内容が少いことから、審査項目に含めておりません。格下げすべき事項がございましたら、記載して頂いても支障なく記載してください。御提案内容については審査委員会にて判断します。         |
| 165   | 審査基準書 | 地下リスク                                 | 5    |     |     |      |      |      |       | 【二次審査（加点点審査）項目】中、「施工業務に係る提案」にある「地下リスク」を具体的に例示いただけませんか？                                                                                                                                                      | 実施方針 添付資料1 リスク分担表(案)の共通及び工事段階のリスクに示す事項について、具体的な対応方針を審査するものです。その中に地下リスクに関する事項も記載しておりますので参考にしてください。                                         |
| 166   | 審査基準書 | 【二次審査（加点点審査）項目】                       | 5    | 第6  | 2   |      |      |      |       | 「競争的対話」に関しては、要求水準書等について、市と事業者の認識に齟齬がないことを確認するもので、二次審査の評価に影響することがないと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                            | 御理解のとおりです。                                                                                                                                |
| 167   | 審査基準書 | 2 加点点審査<br>【二次提案（加点点審査）項目】<br>基本コンセプト | 5    | 第6  | 2   |      |      |      |       | 二次提案の基本コンセプトは、一次提案の概略コンセプトと内容を変更しても構わないでしょうか？                                                                                                                                                               | 御理解のとおりです。                                                                                                                                |
| 168   | 審査基準書 | 2 加点点審査<br>【二次提案（加点点審査）項目】<br>提案図面等   | 5    | 第6  | 2   |      |      |      |       | 提案図面等（計画概要説明書、土地利用計画図等）に「分譲区画の有効面積が広く確保されている。」と記載されている。この分譲区画の有効面積は下記を含むと考えてよろしいでしょうか？<br>①猛禽類の餌場となるピオトープ（7,000m <sup>2</sup> 以上）<br>②エネルギーセンターや水素ステーションのための分譲区画（3,000m <sup>2</sup> ～4,000m <sup>2</sup> ） | ①のピオトープは企業の緑地面と扱う予定ですので、含めません。<br>②環境施設用地は、宅地ですので、含めてください。                                                                                |
| 169   | 審査基準書 | 提案価格                                  | 6    | 第6  | 3   |      |      |      |       | 提案価格は、1円の位まで有効でしょうか？                                                                                                                                                                                        | 御理解のとおりです。記載については応募者の判断にてお任せします。                                                                                                          |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO    | 文書名     | タイトル                                  | 該当箇所                    |     |        |      |      | 質 問  | 回 答                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|---------|---------------------------------------|-------------------------|-----|--------|------|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |         |                                       | 頁                       | 大項目 | 中項目    | 小項目1 | 小項目2 | 小項目4 |                                                                                                                                                                                                                                |
| 170   | 審査基準書   | 優先交渉権者の決定                             | 6                       | 第7  |        |      |      |      | 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、二次審査の総合評価値で判断され一次審査の評価は考慮されないと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 |
| 171   | 審査基準書   | SPCの設立の有無について                         |                         |     |        |      |      |      | 一次審査、二次審査ともに、SPC設立の有無のみ視点で、評価が加点、減点されることは無いとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                      |
| 172   | 審査基準書   | 二次審査加点提案図面等                           |                         |     |        |      |      |      | 各区分が企業にとって使いやすいか？という審査項目がありますが進出企業の敷地レイアウトにより使いやすさはかわると思います。その場合、事前に企業の条件など提示されるのでしょうか？無い場合は何をもって基準とされますか？                                                                                                                     |
| 173   | 様式集     | 様式集及び記載要領                             | 【記載要領】                  | 2   |        |      |      |      | 「提出書類の綴じる区分」について、「綴じ方」に「バインズファイルに綴じること」とありますが、枚数が少ない場合にはフラットファイルに綴じる等、枚数に適したファイルを選択しても構わないでしょうか。                                                                                                                               |
| 174   | 様式集     | 様式集及び記載要領                             | 【記載要領】                  | 2   |        |      |      |      | 「提出書類の綴じる区分」において「5(3)二次提案書【事業提案書等】」と「5(4)二次提案書【提案図面等】」は「A4判縦長左綴じバインズファイル1冊に綴じること」とされていますが、「2. 作成上の留意事項」には「5(4)二次提案書【提案図面等】は折り込まず、A3判のまま綴じること」とあります。「5(4)二次提案書【提案図面等】」は「5(3)二次提案書【事業提案書】」とは別冊にして、A3判横長のファイルに綴じてご提出すればよろしいでしょうか。 |
| 175   | 様式集     | 書式の空白                                 | 【記載要領】                  | 2   | 1個目の項目 |      |      |      | 与えられた書式（Word、Excel）の余白サイズを変更することは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                      |
| 176   | 様式集     | 5(4)二次提案書【提案図面等】の綴じ方について              | 【記載要領】                  | 2   | 9個目の項目 |      |      |      | 「書式サイズについて、～、ただし、5(4)「二次提案書【提案図面等】」は折り込まず、A3判のまま綴じること」とありますが、表【提出書類の綴じる区分】の5(4)二次提案書【提案図面等】の欄では「A4判縦長左綴じのバインズファイル1冊に綴じること」となっています。5(4)二次提案書【提案図面等】について、別途A3判のバインズファイル1冊に綴じてもよろしいでしょうか。                                         |
| 177   | 様式集     | 【記載要領】<br>2. 作成上の留意事項<br>上から12番目の・の項目 | 【記載要領】                  | 2   |        |      |      |      | 「様式8-1～様式8-13、及び様式9-1～様式9-5には、提出者（構成員又は協力企業を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所等）をしないこと」と記載されています。<br>募集要項の【用語の定義】において「協力企業」はSPCを設置する場合のみに定義されていますが、SPCを設置しない場合の下請負企業はこれに該当しないとの理解でよろしいでしょうか。                       |
| 178   | 様式集     | 【記載要領】<br>2. 作成上の留意事項<br>上から12番目の・の項目 | 【記載要領】                  | 2   |        |      |      |      | 「様式8-1～様式8-13、及び様式9-1～様式9-5には、提出者（構成員又は協力企業を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所等）をしないこと」と記載されています。<br>様式8-1～様式8-13、及び様式9-1～様式9-5以外の提出物には、提出者（構成員又は協力企業を含む）を特定することができる内容の記述はOKとの理解でよろしいでしょうか。                        |
| 179   | 様式集     | 様式集及び記載要領                             | 【記載要領】                  | 4   |        |      |      |      | 電子データのご提出について、Wordファイルは、「.docx」でなく、テキストが読み取れる形式の「PDF」で提出することは、お認めいただけますでしょうか。（お認めいただける場合、提出するファイルは、Excelファイルの他は、PDFファイルのみとなります。）                                                                                               |
| 180   | 様式集     | 様式2-2                                 | 様式2-2                   |     |        |      |      |      | 参加表明書等の書類に記載する企業の「所在地」「商号又は名称」「代表者名」は、貴市の入札参加資格者名簿の登録に使い記載すればよろしいでしょうか。例えば、支店長が市の入札参加登録者として登録されている場合、代表者は社長ではなく支店長でよろしいでしょうか。                                                                                                  |
| 181   | 様式集     | 様式2-6-4                               | 様式2-6-4                 |     |        |      |      |      | 「配置予定業務責任者」は変更可能でしょうか？維持管理が始まるのは5年以上先のため、現時点での人選は困難です。                                                                                                                                                                         |
| 182   | 様式集     | 様式2-7                                 | 様式2-7                   |     |        |      |      |      | 「全ての構成員」を対象とした「③納税証明書（法人税、消費税、法人事業税）（直近1年分）」とありますが、これは「写し」でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                          |
| 183   | 様式集     | 参加資格確認申請の添付書類について（様式2-7）              | 様式2-7                   |     |        |      |      |      | 連結決算の貸借対照表及び損益計算書との記載がありますが、連結決算とは、当社を連結親会社とした決算という認識で宜しいでしょうか？若しくは、当社が連結の子会社となっている場合は、その親会社の決算の提出も必要なのでしょうか。                                                                                                                  |
| 184   | 様式集     | 様式2-7                                 | 様式2-7                   |     |        |      |      |      | 「全ての構成員」を対象とした「③納税証明書（法人税、消費税、法人事業税）（直近1年分）」とありますが、令和2年度分が間に合わない場合、令和1年度分を提出すればよろしいでしょうか。                                                                                                                                      |
| 185   | 様式集     | 様式集（EXCEL）                            | 様式7-3～6                 |     |        |      |      |      | 枚数制限が各1枚とされておりますが、各様式に「費目は必要に応じて追加・細分化する」との注記があります。1枚に収めることを前提として、費目を追加・細分化できるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                 |
| 186   | 様式集     | 提案内容内訳書<br>事業工程表<br>事業収支計画表           | 様式7-4～6<br>8-10<br>8-11 |     |        |      |      |      | 提案内容内訳書、事業工程表、事業収支計画書の細目（業務細別等）の内容に過不足があり一致していません。（事業用排水工、造成協力地租造成、環境影響調査等）修正いただると考えてよろしいですか？                                                                                                                                  |
| 186-1 | 様式集     | 様式8-4-7                               | 様式8-4-7                 |     |        |      |      |      | 地域経済への貢献に關し、地元企業等から関心表明書を取付した場合は、添付してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                |
| 187   | 様式集     | 様式集（EXCEL）                            | 様式8-10                  |     |        |      |      |      | 赤の斜線を引かれた項目については、スケジュール（バー）を記載する必要はないと理解してよろしいでしょうか。赤の斜線の意味をご教示願います。                                                                                                                                                           |
| 188   | 様式集     | 様式集（EXCEL）                            | 様式8-10                  |     |        |      |      |      | 「1市の支払い予定額」は、発生主義で計上するもので、「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」について、本施設の引渡し後に支払われる残額は、令和8年度に計上すればよいと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                               |
| 189   | 様式集     | 様式集（EXCEL）                            | 様式8-11                  |     |        |      |      |      | SPCを設立する場合、SPC設立に係る費用及びSPC運営に係る費用、並びにSPCの利益及び法人税は、応募者の判断で、「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業誘致支援業務費」の中に適宜振分けて計上して構わないと理解してよろしいでしょうか。                                                                                              |
| 190   | 様式集     | 様式集（EXCEL）                            | 様式8-11                  |     |        |      |      |      | SPCを設立しない場合、代表企業が窓口となり対価受領及び支払い、JV構成員間の調整等の実務を行うこととなりますが、当該業務に要する費用は、応募者の判断で「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業誘致支援業務費」の中に適宜振分けて計上して構わないと理解してよろしいでしょうか。                                                                            |
| 191   | 支払方法説明書 | 支払方法説明書                               | 1                       | 第2  |        |      |      |      | SPCを設立する場合、SPC設立に係る費用及びSPC運営に係る費用は、応募者の判断で「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業誘致支援業務費」の中に適宜振分けて計上して構わないと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                              |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO  | 文書名       | タイトル                                 | 該当箇所       |      |     |            | 質 問   | 回 答                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-----------|--------------------------------------|------------|------|-----|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |           |                                      | 頁          | 大項目  | 中項目 | 小項目        | 小項目   |                                                                                                                                                                                                                                |
| 192 | 支払方法説明書   | サービス対価の構成                            | 1          | 第2   |     |            |       | SPCを設立しない場合、代表企業が窓口となり対価受領及び支払いや、JV構成員間の調整等の実施を行うこととなりますが、当該業務に要する費用は、応募者の判断で「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業誘致支援業務費」の中に適宜振分けて計上して構わないと理解してよろしいでしょうか？                                                                           |
| 193 | 支払方法説明書   | 各費用の支払額の算定及び支払い方法                    | 2          | 第3   | 2   |            |       | 各費用の支払い頻度は記載されているが、各年度において金額の上限についてご教示ください。                                                                                                                                                                                    |
| 194 | 支払方法説明書   | 支払方法について                             | 2          | 第3   | 2   | (1)        |       | 関連公共整備業務及び宅地造成業務費は、毎年度1回、出来高の10分の9以内の額を支払い、残額は本施設の引渡し後に支払うとありますが、残額について割賦手数料が発生するという考えは無いのでしょうか？（調査・設計会社は業務完了後引き渡しまでの3年半にわたり債務が発生する）                                                                                           |
| 195 | 支払方法説明書   | 企業誘致支援業務費                            | 2          | 第3   | 2   | (3)        |       | 「企業誘致支援業務費は、維持管理業務費同様、本施設の引渡し年度の翌年度以降、事業期間にわたり、年1回、全2回の支払いとし、原則として各回同額を支払うものとする。」と記載されています。<br>企業誘致支援業務は令和4年4月～令和11年3月の7年間（要求準備書p.3）ですが、はじめの5年間（令和4年4月～令和9年3月）は支払い無しとの理解でよろしいでしょうか？                                            |
| 196 | 支払方法説明書   | 設計変更                                 | 3          | 第4   | 1   |            |       | 設計業務完了時、事業費の確定の段階の設計変更は、造成工事の性能発注区分において、土軟硬以外は、一式無増減の考えでよろしいでしょうか？                                                                                                                                                             |
| 197 | 支払方法説明書   | 14日以内に協議が整わなかった場合。                   | 3          | 第4   | 1   | (1)<br>(2) |       | 「14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者へ通知」とありますが、市からの通知には、数量・単価の合理的な理由が同時に示されるという理解でよろしいでしょうか？<br>また、事業者側には通知に対する拒否権はありますでしょうか？                                                                                                        |
| 198 | 支払方法説明書   | 関連区お経整備業務費及び宅地造成業務費の確定               | 3          | 第4   | 1   |            |       | 「14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者へ通知」とありますが、市からの通知には、数量・単価等の合理的な理由が示されるという認識よろしいでしょうか。<br>また、「協議が整わない場合・・・」とありますが、あまりにも片務的に感じます。事業者として拒否権はあるとの認識でよろしいでしょうか。特に、事業者選定後、関係官庁との協議において指示指示された事項に起因する工事費増に関して、事業者の責めに帰すべき事由とはならないと考えます。 |
| 199 | 支払方法説明書   | 単価合意                                 | 3          | 第4   | 1   | (1)        |       | 「市と協議のうえ、施工業務に係る各工種の単価について施工費合意書を締結」とありますが、工種の中には施工条件の違いによって単価が変わるものもあると思考されます。それらについては、条件付きでの単価合意となりますでしょうか？                                                                                                                  |
| 200 | 支払方法説明書   | 設計業務の変更                              | 3          | 第4   | 1   | (2)        |       | 事業者にとっての契約相手は岡崎市であり、5行目の「発注者」は「市」と読み換える。との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                        |
| 201 | 支払方法説明書   | 事業費の確定                               | 3          | 第4   | 1   | (3)        |       | 関連公共整備業務費及び宅地事業費の確定後、事業者の責任によらない設計変更（不可抗力に係る協議等）は可能でしょうか？                                                                                                                                                                      |
| 202 | 支払方法説明書   | 「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の物価変動に基づく改定」の起算日  | 4          | 第4   | 2   |            |       | 物価変動に基づく改定は、最初の請求において、第二次提案書の提出時と比較すると理解してよろしいでしょうか。（物価変動の起算日は、第二次提案書の提出時と理解してよろしいでしょうか。）                                                                                                                                      |
| 203 | 支払方法説明書   | 「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の物価変動に基づく改定」の回数   | 4          | 第4   | 2   | (1)        | エ     | 「施設整備費の変更を行った後再度行うことができる」とありますが、2回だけでなく、条件が合致した場合何回もできると解釈してよろしいですか？                                                                                                                                                           |
| 204 | 支払方法説明書   | 「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の物価変動に基づく改定」の物価指数 | 4          | 第4   | 2   | (1)        | ウ     | 「変動前残施設費及び変動後残施設費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等」と記載された「物価指数」自体もその時「協議で定める」と考えてよろしいですか？                                                                                                                                                   |
| 205 | 支払方法説明書   | 「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の物価変動に基づく改定」の物価指数 | 5          | 第4   | 2   | (2)        | ウ (7) | 「『企業向けサービス価格指数（土木建物サービス）』（日本銀行調査統計局）を指標とする。」と記載されていますが、もしこの指標がその時妥当でない場合、協議に応じてもらえますでしょうか？                                                                                                                                     |
| 206 | 支払方法説明書   | 追加工事への適用                             | 支払<br>8-10 |      |     |            |       | 支払方法説明書の内容は、当初契約に含まれない「北アクセ道路の施工に係る費用」にとも、契約に追加された後は、適用されると理解してよろしいでしょうか？                                                                                                                                                      |
| 207 | モニタリング計画書 | ホームページ運営状況の確認                        | 9          | 第4   | 2   | (2)        |       | 「適切に運営されているか、」とありますが、不適切な運営とはどのような場合をお考えでしょうか？                                                                                                                                                                                 |
| 208 | 基本協定書     | 代表企業の責任及び構成員の連帯責任                    | 4          | 第9   | 3   |            |       | 「本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、構成員の連帯責任を定める規定を排除するものではない。」とは、代表企業と構成企業の連帯責任の範囲を限定して定義した契約等を締結した場合、そちらの契約が優先されるとの理解で宜しいでしょうか？                                                                                                     |
| 209 | 基本協定書     | 事業契約（仮契約の適及的消滅）                      | 4          | 第10  | 3   |            |       | 市側の理由による仮契約の消滅となった場合の事業者に対する打ち合わせや契約資料作成などの費用負担は市が担うこととよろしいでしょうか？                                                                                                                                                              |
| 210 | 基本協定書     | 事業契約（違約金）                            | 4          | 第10  | 4   |            |       | 事業の本契約に至らなかった場合の違約金請求が発生する場合の中で、事業者のいずれかという記載となっておりますがこのいづれかというのは協力企業に含まれるものということでしょうか？あくまで事業主体である構成企業と指すものと考えてよいでしょうか？                                                                                                        |
| 211 | 基本協定書     | 事業契約（違約金）                            | 4          | 第10  | 4   |            |       | 事業の本契約に至らなかった場合、違約金として事業費の1/10を支払うとありますが、本事業の規模からと市の事業契約不履行の損害比率から考えて事業者リスクが大きくなるかと思いますが、今回のような大規模造成工事の場合は低減することとはかんがえられませんか？                                                                                                  |
| 212 | 基本協定書     | 事業契約                                 | 4          | 第10条 | 4   |            |       | 「・・・この場合において、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業者は・・・」とありますが、応募手続きとは、具体的にどの期間を指しているのがご教示ください。                                                                                                                                      |
| 213 | 基本協定書     | 事業契約                                 | 4          | 第10条 | 4   |            |       | 「・・・この場合において、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業者は・・・」とありますが、応募手続きとは、具体的にどの期間を指しているのがご教示ください。                                                                                                                                      |
| 214 | 基本協定書     | 違約金                                  | 4          | 第10条 | 4   |            |       | 「事業契約に係る本契約の成立前に～、この場合において、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業者は、市の請求に基づき、本事業の契約金額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する」とありますが、本契約成立前までの間で、本事業の応募手続きに関するものでなければ違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。                                               |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO  | 文書名   | タイトル             | 該当箇所   |           |      |                   |      |      | 質 問                                                                                                                                                                                                                               | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------|------------------|--------|-----------|------|-------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |                  | 頁      | 大項目       | 中項目  | 小項目1              | 小項目2 | 小項目3 |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 215 | 基本協定書 | 事業契約             | 4      | 第10条      | 4    | (2)<br>(3)<br>(4) |      |      | 事業領域が広い企業においては意に反して公取委から当該命令等が下される事象も否めません。仮契約及び本契約締結要件に関しても、該当する事由の範囲は本事業の応募手続きに関する事案で、その期間は、参加表明から事業契約締結までとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                       | 御理解のとおりです。<br>No216の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 216 | 基本協定書 | 第10条(事業契約)       | 4～5    | 第10条      | 4    | (2)<br>(3)<br>(4) |      |      | 「次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合。」「仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる」とありますが、事業領域の広い企業では、コンプライアンスの徹底に関わらず、意に反して公正取引委員会から指摘を受けて係争となるリスクをゼロにはできません。対象期間が基本協定締結から本事業契約と短期間とは言えども、事業契約書案における同様、適用対象を本事業の応募手続きに限定し、広範囲な解約リスクを負うことをご容赦いただくことは可能でしょうか？ | 本条の(2)、(3)、(4)は、本件契約のみを対象とします。<br>(2)、(3)について、本件契約のみを対象とする旨、追記します。                                                                                                                                                                                                     |
| 217 | 基本協定書 | 事業契約(第10条)       | 4,5    | 第10条      | 4    | (2)<br>(3)<br>(4) |      |      | 『事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合、市は、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる』とあります。違反行為など行っていない企業であっても、たくさんの案件を入札参加している以上、公正取引委員会から指摘を受ける可能性はゼロではありません。本事業に関して該当した場合のみにして頂けないでしょうか。                                                          | No216の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 218 | 基本協定書 | 事業契約(第10条)       | 4,5    | 第10条      | 4    | (2)<br>(3)<br>(4) |      |      | 『事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合、市は、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる』とあります。本事業に関して該当した場合のみと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                            | No216の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 219 | 基本協定書 | 第10条(事業契約)       | 4～6    | 第10条      | 4    | (6)               |      |      | 「市の入札参加停止措置」は、労災事故でも起こります。そのため、広範囲な事業を実施している企業も含め貴市の工事を多く施工している事業者が契約できない可能性が高くなります。労災事故のような場合は適用しないということは可能でしょうか？                                                                                                                | その態様にもよることから、一律に適用の可否を定めることは困難のため、その状況に応じ、市長が判断します。<br>なお、No222の質問・回答も参照してください。                                                                                                                                                                                        |
| 220 | 基本協定書 | 事業契約(第10条)       | 6      | 第10条      | 4    | (6)               |      |      | 『市の入札参加停止処置を受けたとき』についても、『市は、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる』とあります。岡崎市の工事を年間を通して数多く受注している地元企業にとって、労災事故等における入札参加停止処置を受けるリスクは十分考えられます。これでは地元企業として参加するには本契約まで工事ができなくなってしまいます。労災事故においては除外して頂くようお願い致します。                                     | No219の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 221 | 基本協定書 | 事業契約(第10条)       | 6      | 第10条      | 4    | (6)               |      |      | 『市の入札参加停止処置を受けたとき』についても、『市は、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる』とあります。岡崎市の工事をメインに受注している地元企業は、労災事故等における入札参加停止処置を受けるリスクは十分考えられるため、構成員としても参加しずらくなってしまうと思います。労災事故においては除外して頂くようお願い致します。                                                         | No219の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 222 | 基本協定書 | 事業契約<br>(違約金)    | 6      | 第10条      | 4    |                   |      |      | 上記の違約金請求の場合に(6)市の指名停止措置の場合とありますが、不可抗力でも労災事故となった場合、指名停止措置があると思われる。指名停止期間・内容などの条件を設定していただけないでしょうか？                                                                                                                                  | 違約金は、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものについて請求することとしており、御質問の労災事故等による違約金請求は、想定しておりません。<br>なお、No219の質問・回答も参照してください。                                                                                                                                                                   |
| 223 | 基本協定書 | 事業契約             | 6      | 第10条      | 7    |                   |      |      | 「市がやむを得ないと認めた時に限り、・・・」とありますが、前項第2条の場合で、具体的にはどのようなケースを想定されていますか。                                                                                                                                                                   | 現時点で具体的に想定しているものではありません。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 224 | 基本協定書 | 追加契約             | 6      | 第11条      |      |                   |      |      | 「～、市と事業者で協議のうえ、当該費用を決定し、追加契約を行うものとする」とありますが、もしこの協議が整わなかった場合に発生するペナルティ等がありましたらご指示願います。                                                                                                                                             | 追加契約が整わなかった場合のペナルティは想定していませんが、北アクセス道路の施工は、開発許可に当たり必要な要件であることに留意ください。                                                                                                                                                                                                   |
| 225 | 基本協定書 | 破棄すべき資料          | 6      | 第13条      | 2    |                   |      |      | 「また、事業者は、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。」とありますが、提案書は破棄しなければならないものには該当しないと理解してよろしいでしょうか？                                                                                                            | 御理解のとおりです。基本協定書を修正します。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 226 | 事業契約書 | 事業者としての契約主体      | 1      | 第1条       | (8)  |                   |      |      | SPCを設立しない場合、特別事業共同企業体が契約当事者として貴市と事業契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。（貴市と複数の構成員がそれぞれ記名押印する、貴市と複数企業による契約ではないと考えてよろしいでしょうか。）                                                                                                                   | 御理解のとおりです。基本協定書案第4条をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 227 | 事業契約書 | 遅延損害金            | 5      | 第10条      | 1    |                   |      |      | 「市または事業者が、本件契約に基づき支払いを遅延した場合は・・・」とありますが、事業者が支払いを遅延する場合は、どのような場合を想定されていますか。                                                                                                                                                        | 事業契約書第89条又は第90条に定める違約金について、市の指定する期間より遅延する場合等を想定します。                                                                                                                                                                                                                    |
| 228 | 事業契約書 | 履行保証保険の加入方法      | 5      | 第11条      | 2    |                   |      |      | SPCを設立しない場合は、要求水準書（案）10～11頁記載の「(ウ) 付保条件」の「a」、「b」のただし書き、及び「d」のただし書きのとおり、調査・設計業務及び施工業務それぞれで履行保証保険に加入すればよいと理解してよろしいでしょうか？                                                                                                            | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 229 | 事業契約書 | 質権設定             | 5      | 第11条      | 3    |                   |      |      | 第1項で「(保険証券を市に寄託する)」ことになっておりますので、保険金請求権への質権設定は、不要ではないでしょうか？                                                                                                                                                                        | 御理解のとおりです。当該条文について、修正します。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 230 | 事業契約書 | 責任の負担            | 5      | 第12条      | 3    |                   |      |      | 「～、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。」とありますが、どのような手続きを踏めば、貴市も責任の負担をしていたのかご教示願います。                                                                                                                                        | 市の責めに帰すべき事由がある場合、その他事業契約書において、市が責任を負うものと定められているものについては、市が責任を負担します。                                                                                                                                                                                                     |
| 231 | 事業契約書 | 市が実施する業務との調整等    | 6      | 第15条      |      |                   |      |      | 具体的にどのような場合で、どのような協力の範囲を想定しているかご教示ください。                                                                                                                                                                                           | 北アクセス道路との接続に関する設計、スマートインター線や南アクセス線の土の受入等に関するスケジュールの調整等を想定しています。                                                                                                                                                                                                        |
| 232 | 事業契約書 | 市が実施する業務との調整     | 6      | 第15条      | 2    |                   |      |      | 無条件で「～協力及び便宜の提供」は困難で、提供に要する費用によっては貴市のご負担をご検討いただきたいと思慮します。                                                                                                                                                                         | 原文のとおりとします。<br>協力及び便宜の提供の範囲は、No231の質問・回答を参照してください。                                                                                                                                                                                                                     |
| 233 | 事業契約書 | 条件変更等            | 7      | 第17条      | 3    |                   |      |      | 「～事実に対応するため本件契約の履行のための費用が減少したときは、サービス対価を減額する」とありますが、減額する詳細は協議により決定すると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 234 | 事業契約書 | 要求水準の変更          | 7      | 第18条      | 2    |                   |      |      | 「～、7日以内に、～市と協議しなければならない」とありますが、この期間について「14日以内」と期間を延長して戴く方が望ましいと考えますが、如何でしょうか。                                                                                                                                                     | 第18条は、市から通知を受けた時、事業者は7日以内に、第18条第2項の各号について、市へ通知するもので、30日以内に市と協議を行うものです。当該7日間については、変更に対する意見や事業日程・サービス対価の有無について、回答するもので、変更に関する検討結果や具体的な積算結果を求めています。これらの具体的な内容は30日以内に行うものであり、業務の手待ちを防ぐうえでも早急に対応すべき事項と考えます。<br>原文のとおりと考えますが、当該事項については、変更が必要とお考えならば基本協定締結時や事業契約締結時に協議してください。 |
| 235 | 事業契約書 | 臨機の措置            | 10     | 第27条      | 4    |                   |      |      | 「事業者による一般的な管理行為に属するものとして当然にサービス対価に・・・」とあるが、当然には何を指すかご教示ください。                                                                                                                                                                      | 「当然に」は、「含めること」にかかっています。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 236 | 事業契約書 | 第三者の使用           | 13, 14 | 第37条、第40条 |      |                   |      |      | 第三者とは、事業者の構成員ではない所謂「協力業者」のことを指すのでしょうか。                                                                                                                                                                                            | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 237 | 事業契約書 | 管理技術者及び照査技術者について | 14     | 第39条      | 1及び2 |                   |      |      | 管理技術者及び照査技術者の配置すべき期間は設計業務を完了したときまでとしてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                   | 御理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| No  | 文書名   | タイトル                           | 該当箇所 |            |     |                   |                       | 質問 | 回答                                                                                                                                                                       |                                                                                               |
|-----|-------|--------------------------------|------|------------|-----|-------------------|-----------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |                                | 頁    | 大項目        | 中項目 | 小項目1              | 小項目2                  |    |                                                                                                                                                                          | 小項目3                                                                                          |
| 238 | 事業契約書 | 詳細設計図書の変更                      | 15   | 第42条       |     |                   |                       |    | 詳細設計図書とありますが、要求水準書とは別に本事業の調査・設計を行う際に詳細設計図書を市の方で作成いただくということでしょうか？                                                                                                         | 詳細設計図書の変更図書は事業者にて作成してください。                                                                    |
| 239 | 事業契約書 | 詳細設計図書の変更                      | 15   | 第42条       |     |                   |                       |    | 要求水準書の方では要求水準書チェックを報告するとありますが、詳細設計図書による照査報告ではないという認識でよろしいでしょうか？                                                                                                          | 御理解のとおりです。<br>様式8-13要求水準チェックシートは二次提案書が要求水準に合致しているか確認するものであり、照査技術者は本事業契約後の詳細設計に対して照査を行うものです。   |
| 240 | 事業契約書 | 近隣対策等                          | 16   | 第45条       | 3   |                   |                       |    | 「かかる増加費用について市が直接負担する場合には、・・・」とあるが、具体的にどのような場合でどのような費用を想定しているかご教示ください。                                                                                                    | 場合については具体的な想定はありませんが、費用としては施主である市に対して訴訟を提起し、市が敗訴して費用を負担したものが該当します。                            |
| 241 | 事業契約書 | 近隣対策等                          | 16   | 第45条       | 3   |                   |                       |    | 「前項に定める以外の事由に関する～」とありますが、具体的にどのような事由を想定しているかご教示願います。                                                                                                                     | No240の質問・回答を参照してください。                                                                         |
| 242 | 事業契約書 | 第49条（工期変更の場合の費用負担）             | 17   | 第49条       |     |                   |                       |    | 「1 前条の定めるところにより本工事に係る・・・」と記載されています。この「前条」とは、第48条ではなく第47条と理解すればよろしいでしょうか？                                                                                                 | 御理解のとおりです。当該条文について修正します。                                                                      |
| 243 | 事業契約書 | 最小限度の破壊                        | 19   | 第55条       | 2   |                   |                       |    | 「最小限度の破壊」を前提とせず、他の確認方法の検討を優先するようにしていただけないでしょうか？                                                                                                                          | 当該条文は、「最小限度の破壊」を前提としたものではありません。                                                               |
| 244 | 事業契約書 | 企業誘致業務内容の変更                    | 23   | 第68条       | 1   |                   |                       |    | 進出予定企業募集事業の結果については、事業契約締結前に判明しており、企業誘致支援業務内容の変更は、事業契約締結前に協議される、との理解でよろしいでしょうか？                                                                                           | 企業誘致支援業務が不調になった場合でも、直ちに追加の支援業務の内容を決められるとは限りません。事業契約締結前の協議は、想定しておりません。<br>No21の質問・回答を参照してください。 |
| 245 | 事業契約書 | 企業誘致業務内容の変更                    | 23   | 第68条       | 1   |                   |                       |    | 進出予定企業募集事業が不調となり、企業誘致支援業務内容を追加する場合、成約義務（ペナルティ）を想定されている、あるいは想定される可能性があるのであれば、ご教示下さい。                                                                                      | No22の質問・回答を参照してください。                                                                          |
| 246 | 事業契約書 | 市の催告によらない解除権                   | 28   | 第83条       | 1   | (11)              | ク<br>ケ<br>コ<br>カ<br>シ |    | クヘシに規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、本事業の応募手続きに関するものと理解してよろしいでしょうか？事業領域の広い企業では、コンプライアンスの徹底に関わらず、意に反して公正取引委員会から指摘を受けて係争となるリスクをゼロにはできず、当該リスクが過大な場合、本事業への参加が困難となります。                    | 本条クヘシに関しては御理解のとおり本件契約のみを対象としています。<br>当該条文について、修正します。                                          |
| 247 | 事業契約書 | 市の催告によらない解除権                   | 28   | 第83条       | 1   | (11)              | ク<br>ケ<br>コ<br>カ<br>シ |    | クヘシに規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、本事業の応募手続きに関するものと認識でよろしいでしょうか？                                                                                                                   | 御理解のとおりです。No246の質問・回答を参照してください。                                                               |
| 248 | 事業契約書 | 市の催告によらない解除権                   | 28   | 第83条       | 1   | (11)              | ク<br>ケ<br>コ<br>カ<br>シ |    | 『事業者（事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が次のいずれかに該当する場合』とありますが、この条文は本事業に該当した場合のみと理解してよろしいでしょうか？                                                                                | 御理解のとおりです。No246の質問・回答を参照してください。                                                               |
| 249 | 事業契約書 | 市の催告によらない解除権                   | 29   | 第83条       | 1   | (11)              | クヘコ                   |    | 第83条(11)ク、ケ、コについては、本件契約に限定されることと理解でよろしいでしょうか？                                                                                                                            | 御理解のとおりです。No246の質問・回答を参照してください。                                                               |
| 250 | 事業契約書 | 市の催告によらない解除権                   | 29   | 第83条       | 1   | (11)              | ク<br>ケ<br>コ<br>カ<br>シ |    | クヘシに規定される独占禁止法及び刑法違反について、この内容は契約手続き期間を対象とするものでしょうか？（一般的に業務契約の場合、判決決定後指名停止処分にはなりますが、履行中業務の解除はされないと判断しています）また、万が一告発を受けた場合、刑確定までは業務を執行することとよろしいでしょうか？                       | No246の質問・回答を参照してください。<br>本件契約のみを対象としており、対象となる期間や確定日については、本条文の通りです。                            |
| 251 | 事業契約書 | 市の催告によらない解除権                   | 29   | 第83条       | 1   | (11)              | ク<br>ケ<br>コ<br>カ<br>シ |    | 本事由による契約解除となった場合、第81条2の定めにより施工までの費用は払われるということとよろしいでしょうか？                                                                                                                 | 御理解のとおりですが、第89条第4項も参照してください。                                                                  |
| 252 | 事業契約書 | 違約金                            | 31   | 第89条       |     |                   |                       |    | 岡崎市と事業者による企業誘致支援業務内容の変更協議が調わないことにより、本件契約が解除となる場合、違約金の対象に該当しない、との理解でよろしいでしょうか？                                                                                            | 御理解のとおりです。<br>第89条第1項は関連公共整備業務及び宅地造成業務、第2項は維持管理業務を対象としており、企業誘致支援業務は対象としていません。                 |
| 253 | 事業契約書 | 違約金                            | 31   | 第89条及び第90条 |     |                   |                       |    | 第89条と第90条の両方の条項に抵触するような事例があった場合の違約金は、二重で請求されないとの理解でよろしいでしょうか？                                                                                                            | No254の質問・回答を参照してください。                                                                         |
| 254 | 事業契約書 | 談合等不正行為があった場合の違約金              | 31   | 第90条       | 1   |                   |                       |    | 第90条の違約金が請求される事由が、第89条で違約金が請求される契約解除事由と内容的に重なっており、第90条と89条で二重に違約金が請求されるのは不合理と考えます。第90条を削除いただき、違約金の請求は、第89条のみとさせていただくことは可能でしょうか？                                          | 当該条文を修正します。                                                                                   |
| 255 | 事業契約書 | 事業契約書（案）第90条 談合等不正行為があった場合の違約金 | 31   | 第90条       | 1   |                   |                       |    | 第90条第1項については、本件契約に限定されることと理解でよろしいでしょうか？                                                                                                                                  | 御理解のとおりです。<br>No257の質問・回答を参照してください。                                                           |
| 256 | 事業契約書 | 談合等不正行為があった場合の違約金              | 31   | 第90条       | 1   | (1)<br>(2)<br>(3) |                       |    | (1)～(3)に規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、本事業の応募手続きに関するものと認識でよろしいでしょうか？                                                                                                               | 御理解のとおりです。<br>No257の質問・回答を参照してください。                                                           |
| 257 | 事業契約書 | 談合等不正行為があった場合の違約金              | 31   | 第90条       | 1   | (1)<br>(2)<br>(3) |                       |    | (1)～(3)に規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、本事業の応募手続きに関するものと理解してよろしいでしょうか。事業領域の広い企業では、コンプライアンスの徹底に関わらず、意に反して公正取引委員会から指摘を受けて係争となるリスクをゼロにはできず、当該リスクが過大な場合、本事業への参加が困難となります。                | 本条に関しては御理解のとおり本件契約のみを対象とします。<br>当該条文を修正します。                                                   |
| 258 | 事業契約書 | 談合等不正行為があった場合の違約金              | 31   | 第90条       | 4   | (1)<br>(2)<br>(3) |                       |    | (1)(2)(3)については、本事業に該当した場合と理解してよろしいでしょうか。代表企業が本事業以外も対象となりますと、100分の10に相当する違約金が発生するリスクを、地元企業も背負うことになってしまいます。地元でのプロジェクトに地元企業が構成員としても参画しずらくなってしまいます。                          | 御理解のとおりです。<br>No257の質問・回答を参照してください。                                                           |
| 259 | 事業契約書 | 契約解除の効力                        | 33   | 第95条       | 2   |                   |                       |    | 第89条による違約金に追加して、貴市の逸失利益まで含む損害賠償の請求ができる規定となっていますが、事業者に過度の負担がかかりますので、逸失利益は除いていただけないでしょうか？                                                                                  | 原文の通りとします。                                                                                    |
| 260 | 事業契約書 | 提出書類の部数                        | 38   | 別紙2        | 2   |                   |                       |    | 設計業務の完了時に提出する一部の書類の部数が、要求水準書32頁の記載と一致しておりません。当該「別紙2」が優先されると理解してよろしいでしょうか？                                                                                                | 御理解のとおりです。要求水準書を修正します。                                                                        |
| 261 | 事業契約書 | 不可抗力による追加費用及び損害額の分担            | 43   | 別紙4        | 3   | (2)               | ア                     |    | 維持管理期間中の損害分担「不可抗力の事由1件ごとに当該年度の維持管理業務費の1%相当額に至るまでは事業者が負担する」とありますが、事業者には、例えば異常降雨等の制御ができないため、それらが年度中に重なった場合、多額の分担金を強いられる可能性があります。不可抗力の事由1件ごとではなく、当該年度の累計額で1%以内として頂けないでしょうか？ | 現段階では、原文のとおりとしますが、事業契約書について、協議してください。                                                         |
| 262 | 事業契約書 | 土木工事保険内容                       | 44   | 別紙5        | 1   | (1)               | ウ                     |    | 土木保険に支払い限度額「免責金額」に規定がありません。これについては事業者側の判断で問題ないと理解してよろしいでしょうか？                                                                                                            | 御理解のとおりです。                                                                                    |
| 263 | 事業契約書 | 土木工事保険内容                       | 44   | 別紙5        | 1   | (1)               | ウ                     |    | 土木工事保険の付保条件に「水災、雪災害、地震、津波、噴火担保とする。」とありますが、要求水準書（案）P.11では「水災、雪災害担保とする。」となっております。実施方針等に関する質問回答No.299を踏まえ、要求水準書の記載に合わせていただけませんかでしょうか？                                       | 御質問のとおり、事業契約書を要求水準書に合わせて修正します。                                                                |

阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答（令和3年7月2日）

| NO  | 文書名   | タイトル                      | 該当箇所                        |     |     |      |      |      | 質 問                                                                                                                       | 回 答                                                                                                                   |
|-----|-------|---------------------------|-----------------------------|-----|-----|------|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |                           | 頁                           | 大項目 | 中項目 | 小項目1 | 小項目2 | 小項目3 |                                                                                                                           |                                                                                                                       |
| 264 | 事業契約書 | 第三者賠償責任保険内容               | 44                          | 別紙5 | 1   | (2)  | ウ    |      | 第三者賠償責任保険に「限度額」「免責金額」に規定がありません。それについては事業者側の判断で問題ないと理解してよろしいでしょうか。                                                         | 御理解のとおりですが、一般的には免責金額10万円としています。                                                                                       |
| 265 | その他   | 『現地説明会』<br>現地調査の結果より      | 現地<br>8-10                  |     |     |      |      |      | 青木川2K/400上流に市道からの放流管渠がありますが、利用可能でしょうか。                                                                                    | 河川管理者との協議が必要な事項のため、業務を実施するうえで確認してください。                                                                                |
| 266 | その他   | 『貸与資料』<br>工業団地基本設計業務報告書より | 貸与<br>7-4～6<br>8-10<br>8-11 |     |     |      |      |      | 「08-2 参考資料 調整池計画」と、配布平面計画図では調整池がEランプ、電気室管理用通路にて分断されていますが、一体の構造と考えると差支えないでしょうか。<br>また、スマートインターの流域も調整池流域に加えると考えるとよろしいでしょうか。 | 市が想定する調整池の構造については、貸与資料の「阿知和地区工業団地整備に伴う都市計画協議資料作成業務報告書」における調整池検討資料を参照ください。<br>なお、調整池の流域等細部については、各種申請に許可が得られる内容としてください。 |